

あなたの街のあなたの金庫

# 東栄信用金庫の現況

REPORT 2020



## 基本方針

東栄信用金庫は、地域金融機関としての自覚のもとに、地域社会の発展のために奉仕し、会員ならびにお得意様の利益と繁栄をはかり、もって金庫職員とその家庭を明るくすることを使命とする。

## 経営理念

当金庫は昭和13年9月の創業以来、常に「地域の皆様とともに地域の発展に貢献する」という基本理念のもとに、相互扶助の精神を大切にしながら協同組織金融機関としての社会的役割を果たしてまいりました。

その結果、会員ならびに地域の皆様からの「信用」という大きな財産を築き上げることが出来ました。

これからも地域金融機関として、会員の皆様をはじめ、お取引先の皆様との信頼関係を保ち、堅実経営による地域社会との共存共栄を図ってまいります。

## 概要

創 立	昭和13年9月8日
純 資 産	10,201百万円
本 店	東京都葛飾区新小岩一丁目52番8号
店 舗 数	10店舗
会 員 数	12,843名
役 職 員 数	156名 (男子99名・女子57名)
営 業 地 区	東京都 葛飾区、江戸川区、江東区、墨田区、足立区、 千代田区、中央区、港区、台東区、荒川区 千葉県 市川市、船橋市、鎌ヶ谷市、浦安市、松戸市 埼玉県 三郷市、八潮市

(令和2年3月31日現在)

### シグマバンクグループについて

Σ(シグマ)バンクグループは、業務提携を行っている東栄・足立成和・亀有・小松川の4信用金庫の愛称です。

平成13年4月に「自主性と独自性」を尊重し、地域の金融事業共同体として業務提携をいたしました。

シグマバンクグループはお客様を第一に、より良いサービスの向上を目指して、これからも業務に邁進してまいります。

《イメージキャラクター》



シグ馬かける君

## ごあいさつ

会員並びにお取引先の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃は、当金庫に対しまして格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

本年も当金庫の経営内容や業績の推移等についてご理解頂くために、「東栄信用金庫の現況 REPORT2020」を作成いたしましたのでご高覧いただければ幸いに存じます。

さて、令和元年度の我が国経済は、海外経済の減速等を背景に外需が弱い中、底堅い個人消費など内需を中心に緩やかな回復基調が続いておりましたが、年度終盤は、世界規模に及ぶ新型コロナウイルスの感染拡大により経済活動が抑制され大幅な景気減速となりました。地域経済を支える中小企業にとってこの影響は大きく、後継者難や人手不足といった構造的問題に加え、さらに苦境ののしかかる大変厳しい一年となりました。

当金庫の業績につきましては、経常利益は2億85百万円、当期純利益は2億21百万円を計上することが出来ました。これもひとえに会員の皆様をはじめ地域のお客様の永年にわたる温かいご支援、ご愛顧の賜物と心より感謝申し上げます。

当金庫は、創設以来、地域経済を活性化させ、地域社会を持続可能なものにしていくことを使命として取り組んでまいりました。これからも地域社会やお取引先が抱える様々な課題を解決していくことに努めるとともに、金融仲介機能のさらなる発揮により地域の成長・発展に向けて取り組むことで、地域経済の発展に貢献してまいります。

今後とも変わらぬご高配を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

令和2年7月

理事長 北澤良貝

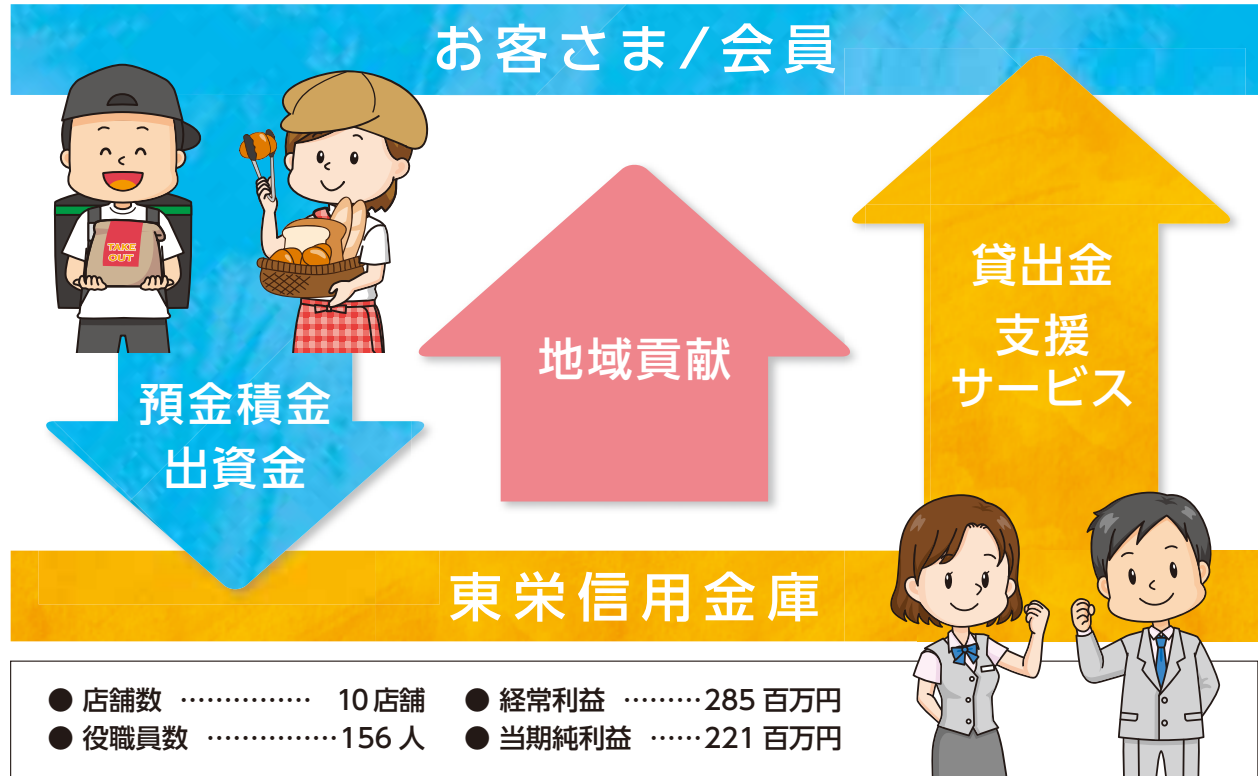


## CONTENTS

- ごあいさつ
- 5. 地域貢献活動
- 11. 総代会
- 13. 重要課題に対する取組みについて
- 17. リスク管理
- 19. 営業のご案内
- 23. 自己資本の充実状況
- 32. 事業概況
- 33. 経営内容
- 45. ネットワーク
- 47. 組織図

# 東栄信用金庫と地域社会

当金庫は、昭和13年9月の創業以来、「地域の皆さまとともに地域の発展に貢献する」という理念のもとに地域とともに歩んでまいりました。地元の皆さまからお預りしたご預金を、地元の皆さまのご事業の発展や豊かな生活の実現のためにご利用いただき、さらに地域社会の一員としての自覚のもと、地域の中小企業や地域の皆さまとの交流を深め、地域経済の発展に努力しております。また、信用金庫としての枠にとどまらず、地域文化交流へ参加、そのほか環境整備等に皆さまと一体となって取り組んでおります。



**出資金** 多くの会員の皆さまにご支持いただいております。

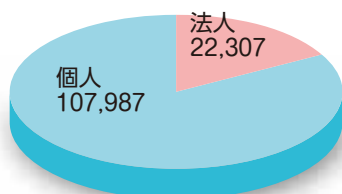
**出資金 592百万円**  
**会員数 12,843人**

**預金積金** お客さまの資産づくりや生活設計、企業の事業活動などのお役にたてるよう、様々な商品を取り揃え、ご預金としてお預かりしております。

**130,295百万円**

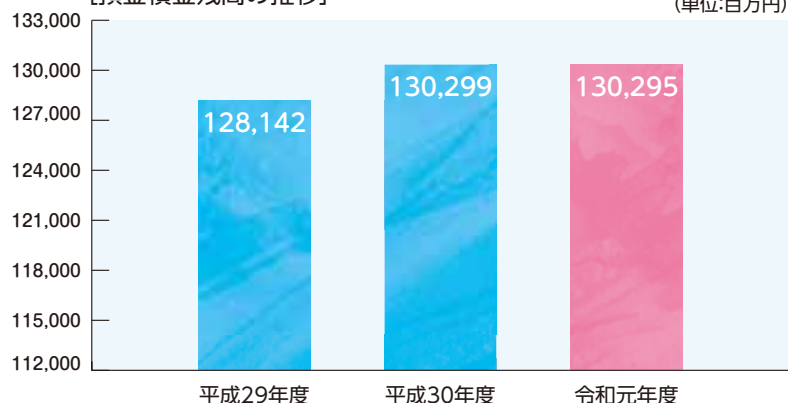


[預金積金残高の人格別内訳]  
(単位：百万円)



[預金積金残高の推移]

(単位:百万円)



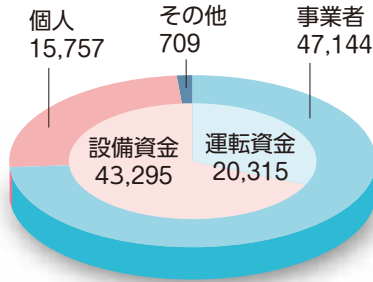


## 貸出金

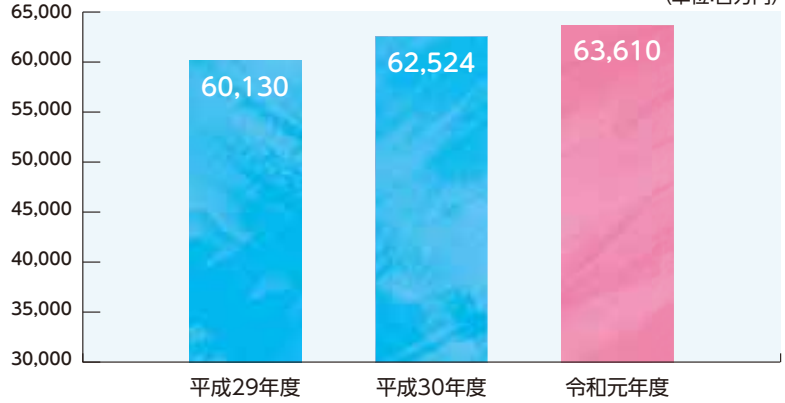
地元でお預りしたご預金を地元の皆さまに有効にご利用いただけるように取組んでおります。常に地元中小企業や住民の皆さまの声に耳を傾け、より多くのお客さまにご利用いただけるよう事業資金をはじめ住宅資金、教育資金など各種ローンを幅広く取り揃えております。

63,610百万円

〔貸出金残高の内訳〕 (単位:百万円)



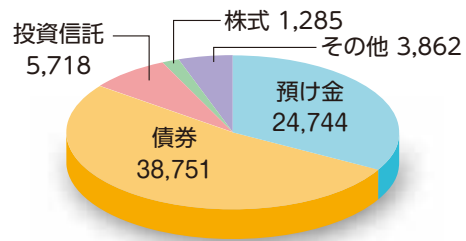
〔貸出金残高の推移〕



## ご融資以外の運用について

当金庫は、お客さまのご預金をご融資以外に預け金や有価証券として運用しております。預け金は、そのほとんどを信金中央金庫への預け金として運用しており、有価証券は、債券を中心に安全性や収益性に留意しながら運用しております。

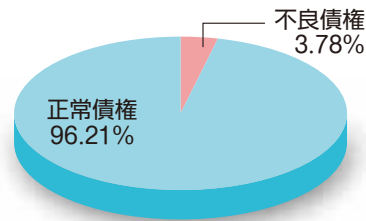
〔ご融資以外の運用内訳〕 (単位:百万円)



## 不良債権の状況

金融再生法上の不良債権比率は **3.78%** です。

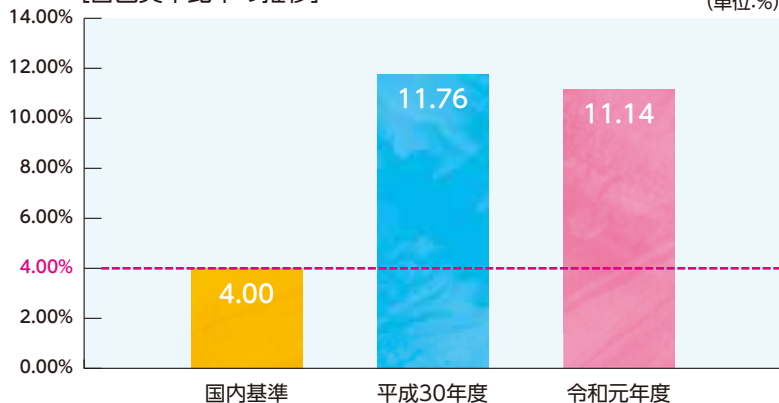
当金庫は金融検査マニュアルに基づいた厳正な自己査定を行い、更に太陽有限責任監査法人による自己査定監査も受けております。



## 自己資本比率

自己資本比率は総資産に対する自己資本の割合のことで(出資金や内部留保などの金額を、貸出金等各種資産金額にリクスウエイトを乗じて算出した金額で割ったもの)、金融機関の健全性や安全性を示す代表的な指標です。当金庫のように国内業務のみ行う金融機関は、自己資本比率4%以上を維持することが求められております。

〔自己資本比率の推移〕



# 東栄信用金庫と地域社会<地域貢献活動>

当金庫は、地域貢献活動を通じて地域社会の繁栄や活性化に積極的に取り組んでおります。

## 環境問題への取組み

当金庫は、地球温暖化対策や循環型社会の構築へ向けた取組みを行い、持続的発展が可能な地域社会の実現に向けて、「信用金庫業界の環境自主行動計画にかかる数値目標」に則り、電力使用量の削減目標を平成25年度から令和2年度までの「第一計画期間」は、平成21年度比10.5%の削減、令和3年度から令和12年度までの「第二計画期間」は、平成21年度比19.0%の削減を数値目標として、引続き積極的に取り組んでまいります。

また、平成29年度より車両の入替時に、ハイブリット車の導入を始めており、順次ハイブリット車への入替を実施してまいります。

### <クールビズ、ウォームビズの実施>

当金庫は、企業の社会的責任（CSR）の一環として、地球温暖化防止を目的に夏季の「クールビズ」や冬季の「ウォームビズ」を全店舗で実施しております。期間中は店頭ロビーの温度調節や夏季にはノーネクタイなど職員の服装を軽装としておりますので、お客様のご理解とご協力をお願いいたします。

今夏の節電対策としまして、冷房中の室温を原則28度とすることや、営業店及び事務室など常時照明が必要なエリアは最低限の照度を確保しつつ、照明の大幅な間引きなどの施策を実施してまいります。

お客様にはご不便、ご迷惑をおかけする場合も想定されますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

### <エコキャップ回収運動>

エコキャップの回収運動を行い、認定NPO法人「世界の子どもにワクチンを日本委員会（JCV）」へ寄付しており、世界中のすべての子どもたちに必要なワクチンが行き届くまで、JCVの活動に協力してまいります。この活動は、エコキャップを焼却せずに再資源化することでCO<sub>2</sub>の発生を防ぎ、地球温暖化対策にも繋がっております。



## 振り込め詐欺未然防止

振り込め詐欺被害の未然防止に全店をあげて取り組んでおり、地元警察署長より表彰を受けました。



## 交通安全運動

春・秋に行われる全国交通安全運動に協力しております。各店の職員が街頭活動に参加し、地域の皆様の安全に取り組んでおります。



## 相談業務

### ▶年金相談会

社会保険労務士による『年金相談会』を各営業店ごとに年間1回無料で開催しております。



### ▶法律相談会

法律的支援の一環として年間4回、顧問弁護士による無料の『法律相談会』を実施しております。



## 愛の献血運動

献血運動を毎年行っております。この活動には職員をはじめ地域の皆様にもご参加頂いております。



## 清掃活動

地域の美化活動に協力して、職員の参加により店舗周辺の清掃活動を行っております。



### <地域行事への参加>



新小岩商工会まつり



香取神社例祭



中央・一之江ふるさとまつり

## 地域の活性化に関する取組み状況

当金庫は、地域の一員として各支店の職員が地域行事等へ積極的に参加しております。

### 【地域行事への参加状況】

- ・新小岩天祖神社大祭（本店営業部）
- ・新小岩商交会まつり（本店営業部）
- ・立石フェスタ2019（立石支店）
- ・一之江駅西口春まつり（江戸川支店）
- ・中央・一之江ふるさとまつり（江戸川支店）
- ・香取神社例祭（葛西支店）
- ・長島商店会歳末福引抽選会（葛西支店）
- ・篠崎本郷の獅子もみ行事（篠崎支店）
- ・浅間神社例大祭（篠崎支店）
- ・みんなの家まつり（本一色支店）
- ・その他各地域「納涼盆踊り大会」

令和元年度は、上記の地域行事に158名の職員が参加いたしました。

## サークル活動

### ▶ 東栄経友会

中小企業の皆様方の事業にお役立て頂ける会です。会員の皆様の交流と会員相互の情報交換の場として、講演会、研修会、親睦旅行などを随時開催しております。

### ▶ とうえい福寿会

当金庫に年金の振込指定されているお客様の年金サークルです。「とうえい福寿会」の会員の皆様には、さまざまな特典をご用意いたしております。この他、年1回3月に全店合同旅行を実施しております。

### ▶ 東栄エプロン会

会員の皆様方の親睦交流の会として、研修会、講習会、レクリエーション等の行事を随時開催しております。

### ▶ 東栄ゴルフ会

スポーツを通じて会員同士の親睦を図っております。各支部においては年3回、毎年9月には全店対抗のゴルフ大会を実施しております。

## 各サークルの社会貢献

東栄経友会、東栄ゴルフ会の各支部では、会員の皆様の会費の一部を地方公共団体、福祉団体、日本赤十字社などへ寄贈しております。



# 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況

## 1. 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しております。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務内容等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

	令和元年度
新規に無保証で融資した件数	15件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	0.63%
保証契約を解除した件数	29件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件

## 2. 中小企業の経営支援に関する取組み方針

地域の中小企業及び個人のお客さまへの安定した資金のご提供は、協同組織金融機関である当金庫にとって、最も重要な社会的使命と認識しております。

地域企業の課題解決に向け、必要に応じて外部専門家や外部機関等も活用しつつ、経営改善・事業再生支援等のコンサルティング機能の一層の発揮に努め、引き続き地域経済の活性化に全力を傾注してまいります。

## 3. 中小企業の経営支援に関する体制整備

当金庫では、地域中小企業へのきめ細やかな経営支援を行うために、専門部署として本部に「企業サポート部」を設置しております。また、経営支援態勢の強化を図るため下記の外部専門家・外部機関等とも連携し取り組んでまいります。

【外部専門家】	弁護士・税理士・中小企業診断士・社会保険労務士・公認会計士・行政書士・司法書士・ITコーディネーター
【外部機関等】	関東経済産業局・国土交通省土地・建設産業局・中小企業基盤整備機構・東京都信用金庫協会・㈱日本政策金融公庫・東京信用保証協会・東京商工会議所・東京都中小企業振興公社・東京都中小企業再生支援協議会・東京都事業引継ぎ支援センター・TKC 東京東会・東京都中小企業診断士協会・㈱地域経済活性化支援機構・東京都よろず支援拠点・東京税理士会・東京三弁護士会

## 4. 中小企業の経営支援に関する取組み状況 (平成31年4月1日～令和2年3月31日)

### a. 創業・新規事業等の支援

地域における起業・創業支援を通じて経済の新陳代謝、地域の雇用などに貢献します。具体的な取組みとして【経営】【販路開拓】【人材育成】【財務】について税理士・社会保険労務士・中小企業診断士・金融機関の各分野のプロが講師となり創業に必要な知識を習得する事を目的とした「創業塾」を葛飾区及び江戸川区にて実施いたしました。

「かつしか創業塾」 令和元年6月7日から全9回のカリキュラム 受講者39名

「とうえい江戸川創業塾」 令和2年2月2日から全8回のカリキュラム 受講者14名

4年間の開催にて、卒業生は67名(受講申込者106名)を数え、20名の方が創業を実現しております。

また、令和元年度より創業塾を卒業された方を対象として、創業後のフォローアップを目的とした、「葛飾区創業フォローアップセミナー」(令和元年10月4日から全8回のカリキュラム 受講生14名)を新たに開催しております。

令和元年度は、補助金2件、助成金1件の採択支援を行いました。

【かつしか創業塾】



【とうえい江戸川創業塾】



【葛飾区創業フォローアップセミナー】





## b. 成長段階における支援

①シグマバンクグループ(東栄・足立成和・亀有・小松川の4金庫)による「第11回ビジネス交流会」を令和元年8月2日に開催。商談(面談)件数2,039件、商談成約192件(当金庫の取引先では34件の成約)の実績がありました。



②不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資や事業性を評価した融資の取組み実績

【実績】	・「とうえいサポート」	実行 28件 / 170百万円
	・「事業性評価融資」	実行 79件 / 887百万円

## c. 経営改善・事業再生等の支援

① 取引先企業の経営課題解決に必要とされる人材(専門性の高いノウハウや人脈を持つ人材)をマッチングする事を目的に、関東経済産業局および東京都信用金庫協会の共催による『第11回 新現役交流会』を令和元年9月3日に開催し企業10社が参加。参加企業累計156社のうち延べ82社(52.6%)が企業OBおよび専門家の支援を受けております。



② 相談先に悩む中小企業等の相談窓口として、販路拡大・補助金活用・人材確保といった様々な経営課題に対応し、相談内容に応じて中小企業等への適切な支援機関の紹介や、支援機関において対応が困難な相談案件への対応等を実施する「東京都よろず支援拠点」との連携による出張相談会を開催。各営業店舗で開催し、60社が参加されました。



③ 経営の革新・改善へのきっかけにさせていただく事を目的とした「とうえい経営支援セミナー」を平成31年4月19日に開催いたしました。



・第13回「とうえい経営支援セミナー」 参加企業 30社

## ◆ 経営改善支援の取組み実績

【平成31年4月～令和2年3月】

(単位:先)

		期初 債務者数	うち経営改善 支援取組 み先数	αのうち期末	αのうち期末	αのうち再	経営改善支 援取組み率	ランク アップ率	再生計画 策定率
				に債務者区分 がランクアップ した先数	に債務者区分 が変化しな かった先数	生計画を策 定している 全ての先数			
		A	a	β	γ	δ	a/A	β/a	δ/a
正常先	①	866	7	4	—	—	0.8%	—	0.0%
要 注 意 先	うちその他要注意先	②	657	22	1	18	9	3.3%	40.9%
	うち要管理先	③	3	—	—	—	—	—	—
破綻懸念先	④	61	6	—	6	6	9.8%	0.0%	100.0%
実質破綻先	⑤	18	—	—	—	—	0.0%	—	—
破綻先	⑥	—	—	—	—	—	—	—	—
	小計(②～⑥の計)	739	28	1	24	15	3.8%	3.6%	53.6%
	合計	1,605	35	1	28	15	2.2%	2.9%	42.9%

(注)・期初債務者数及び債務者区分は平成31年4月当初時点です。  
 ・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含んでおりません。  
 ・βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しております。  
 なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαに含めるもののβには含んでおりません。  
 ・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含んでおります。  
 ・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従っております。  
 ・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含んでおりません。  
 ・γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しております。  
 ・みなし正常先については正常先の債務者数に計上しております。  
 ・「再生計画を策定した先数δ」=「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」+「RCCの支援決定先」+「金融機関独自の再生計画策定先」。(過年度分も含めて再生計画を策定している先数)

# 金融円滑化に関する取組み

## 地域金融円滑化のための基本方針

東栄信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

### 1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、営業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

東栄信用金庫は、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組みます。

### 2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり必要な態勢整備を図っております。

- ① 理事会において、金融円滑化管理方針のほか、金融円滑化管理規程の策定、金融円滑化管理責任者の選任等を決議しております。
- ② お客様のご相談にきめ細かに対応するため、各営業店に「ご相談コーナー」を設置しております。
- ③ お客様へのきめ細かな経営改善支援を行うため、本部の企業サポート部にお取引先企業の相談窓口を設置しております。
- ④ お客様の事業価値を適切に見極めることができるよう役職員の能力向上に努めるとともに、中小企業診断士等と職員が一体となって、経営改善に向けた支援活動を行っております。

### 3. 貸付条件の変更等に関する取組み

当金庫は、貸付条件の変更等に関する取組みの実施に際して、以下の事項の確保を図ります。

- ① 中小企業者または住宅資金借入者であるお客様からの貸付条件の変更等の相談・申込みに対応することの確保
- ② 中小企業者であるお客様から事業再生ADR手続や企業再生支援機構を通じた事業の再生手続に関するご要望をお受けした場合には、事業の改善、再生の見通し等を十分に検討し、可能な限り適切に対応することの確保
- ③ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、経営者保証に関して適切に対応することの確保
- ④ 住宅資金借入者であるお客様からの貸付条件の変更等について、他の金融機関、住宅金融支援機構が関係している場合には、当該者と緊密な連携を図ることの確保

### 4. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めております。

### 5. お客様からのご相談窓口について

ご返済条件の変更等に関するご相談及び苦情相談につきましては、現在お取引いただいている各営業店の「ご相談コーナー」をご利用下さい。

なお、本部にも苦情相談窓口を設置しておりますので、ご利用下さい。

東栄信用金庫 リスク管理部

電話番号 03-5607-1131

お問い合わせ時間 平日9:00～17:00（金庫休業日を除く）

## 債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合における対応措置の実施状況

◎貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数及び金額  
(平成21年12月4日から平成31年3月末及び令和2年3月末までの累計)

## 【債務者が中小企業者である場合】

(単位:件、百万円)

	平成31年3月末		令和2年3月末	
	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	3,475	48,023	3,746	51,833
うち、実行に係る貸付債権	3,304	45,877	3,594	49,890
うち、謝絶に係る貸付債権	29	536	29	536
うち、審査中に係る貸付債権	35	362	7	130
うち、取下げに係る貸付債権	107	1,247	116	1,276

## 【債務者が住宅資金借入者である場合】

(単位:件、百万円)

	平成31年3月末		令和2年3月末	
	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	103	2,096	112	2,267
うち、実行に係る貸付債権	93	1,851	101	1,990
うち、謝絶に係る貸付債権	5	133	5	133
うち、審査中に係る貸付債権	—	—	1	32
うち、取下げに係る貸付債権	5	110	5	110



# 総代会等に関する情報開示

## 総代会制度について

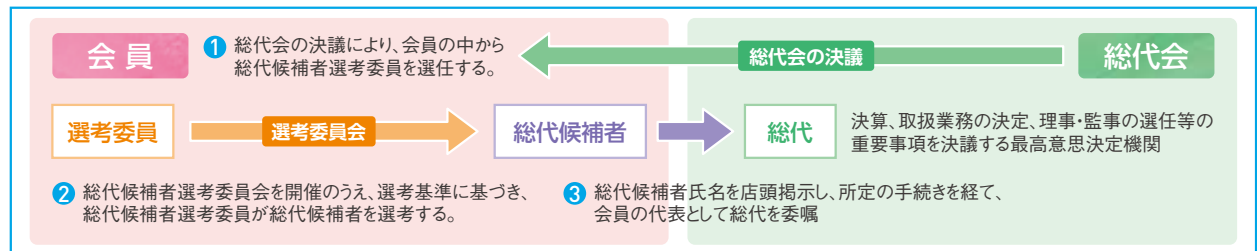
信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当

金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続によって選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、お客さまアンケート調査の実施やご要望・ご意見投入箱の設置等、日常の業務活動を通じて、総代や会員・お客さまとのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せ下さい。

## 総代会の仕組み 会員の総意を適正に反映させるための制度



## 総代とその選任方法

総代の任期は3年で、総代の定数は70人以上100人以内で、会員数に応じて選任区域ごとに定められております。なお、令和2年3月31日現在の総代数は78人で、会員数は12,843人です。

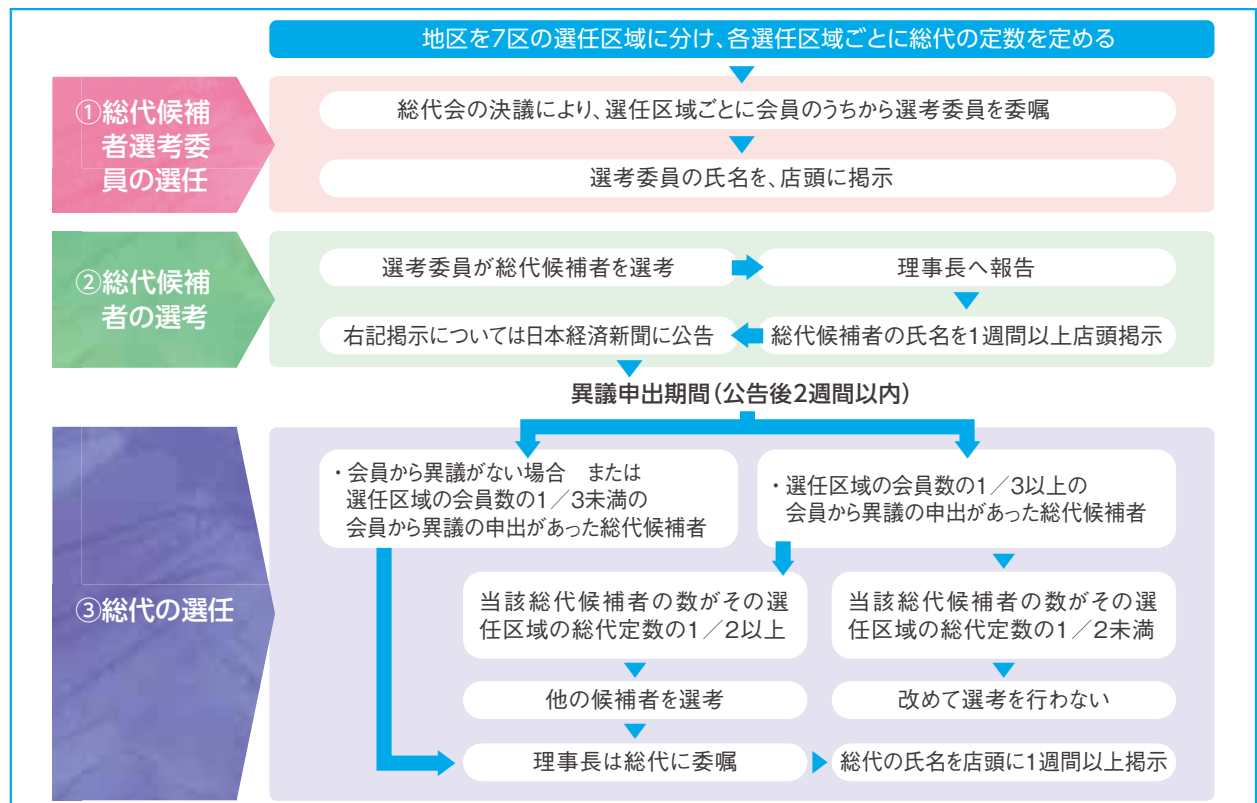
総代は会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映させる重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続を経て選任されます。

1. 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
2. 総代候補者選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
3. 上記2.により選考された総代候補者を会員が信任する。(異議があれば申し立てる。)

(注) 総代候補者選考基準

- ①資格要件
  - ・当金庫の会員であること
  - ・就任時点で満80歳未満の会員とする
- ②適格要件
  - ・当金庫との取引期間
  - ・当金庫との取引度合
  - ・当金庫営業区域内における地域での貢献度
  - ・その他総代としてふさわしい見識を持ち、金庫との緊密な取引関係を有する者

## 総代が選任されるまでの手続



## 第82期 通常総代会の決議事項等

令和2年6月19日に開催した第82期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり了承されました。

- 報告事項 第82期（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）業務報告（事業の概況）、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件
- 決議事項 第1号議案 剰余金処分案承認の件  
 第2号議案 定款第15条に基づく会員除名の件  
 第3号議案 理事および監事の任期満了に伴う選任の件



## 総代の氏名等

（令和2年3月末現在）

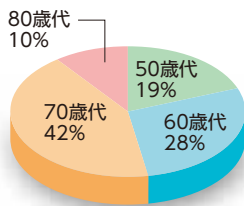
選任区域	人数	氏名
第1区 葛飾区 江戸川区	17名	阿部光博⑥ 伊東正明① 伊東正治⑥ 伊藤雅良③ 井本剛彦③ 加藤忠臣⑤ 上福元清也⑤ 越塚新一③ 後藤秀昭② 坂根浩二⑥ 佐藤正美① 菅生道一⑧ 鈴木英樹⑥ 田中稔家⑧ 田中利幸⑥ 長島常和① 矢作雅弘③
第2区 葛飾区	11名	板越幸雄① 宇田川幸治② 大江文雄⑥ 上村貴昭① 塩本文夫① 清水宏悦① 高畑浩明① 田中一治① 長谷幸太郎⑥ 中野雅史① 濱田幸一⑧
第3区 江東区 墨田区	9名	大竹哲夫⑤ 加藤守① 香取邦彦① 小島康典⑤ 下田康介③ 椿常雄① 福地憲一③ 本田清④ 吉田幸嗣⑥
第4区 江戸川区	13名	岩楯斎治③ 岩楯伸次① 岩楯忠雄⑪ 大野眞平⑦ 奥井一男① 駒井秀樹③ 佐野和子① 田島誠次⑰ 田中吉嗣② 露木正道⑧ 中島甚一⑤ 服部政子② 林孝治④
第5区 江戸川区	9名	飯田弘③ 鹿島正① 小島勝弘① 関口登④ 田口操② 田中光男⑥ 三浦直幸① 森田知行⑤ 渡邊慎一③
第6区 江戸川区	12名	芦田清⑤ 石井一男① 大貫仁⑤ 落合四郎⑨ 草薙一郎④ 坂本光吉③ 高嶋孝② 高橋保彦⑨ 高橋芳久⑨ 田口茂昭④ 中代孝一郎② 松村明①
第7区 浦安市	7名	江口正弘① 大塚恒夫⑦ 岡本武司② 指田勝希⑤ 鈴木政高② 武山武志① 森田聡一①

※①氏名の後の数字は総代への就任回数。

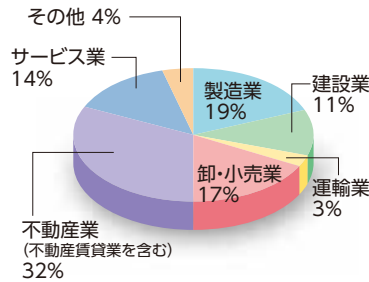
※②氏名の掲載については、総代皆様の同意を得て掲載しております。

（五十音順）

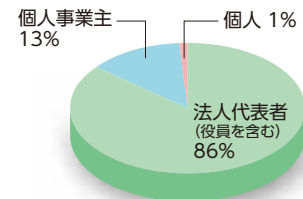
### ● 年代別構成比



### ● 業種別構成比



### ● 職業別構成比



# 重要課題に対する取組みについて

## コンプライアンス（法令等遵守）体制について

当金庫の役職員は、良識ある営業態勢を維持していく社会的責任を負っております。コンプライアンス（法令等遵守）の推進は、法律や社会的ルールを厳格に守ることだけでなく、地域における信頼を高め、地域のお客様の「声」に応えていくことにも繋がっております。

当金庫は、役職員一人ひとりが地域における信頼を更に高めていく取組みとして、平成12年に「コンプライアンス倫理綱領」を制定し、コンプライアンスを経営の重要課題と位置づけ倫理意識の高揚、倫理行動の実践に取組んでおります。

## コンプライアンス（法令等遵守）への取組み

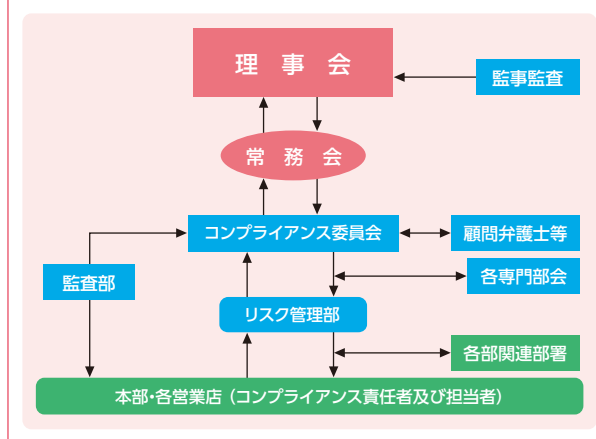
### ●コンプライアンス体制の整備

「コンプライアンス倫理綱領」「コンプライアンス規程」「コンプライアンス・マニュアル」を制定、全役員に周知徹底し、企業倫理の構築を図っております。また、コンプライアンス推進の具体的な実践計画として、「コンプライアンス・プログラム」を毎年策定し、本部各部や営業店向けの研修等を実施しております。

### ●コンプライアンス体制の管理

コンプライアンス委員会による検証体制、各部課店にコンプライアンス責任者及び担当者を配置、コンプライアンス統括部署の設置等、コンプライアンス（法令等遵守）に対する組織体制を確立しております。

【コンプライアンス（法令等遵守）体制】



## コンプライアンスの基本理念

### 【行動方針】

1. 信用金庫の社会的責任と公共的使命の自覚
2. 自己規律とルールの遵守の推進
3. お客様第一主義の実践
4. 反社会的勢力等の排除
5. 地域社会とのコミュニケーションと調和



<コンプライアンス研修会風景>

当金庫は職員にコンプライアンス意識の醸成を図るため、外部講師招聘や本部担当部署による定期的なコンプライアンス研修会を実施しております。



<弁護士による無料法律相談会風景>

当金庫はコンプライアンス委員会に顧問弁護士を招聘しコンプライアンス意識の啓蒙に努めています。またお客様への法的支援の一環として無料の法律相談会を実施しております。

今後も「コンプライアンス倫理綱領」を念頭に置き、お客様一人ひとりの「声」にお応えできるよう、全役員でコンプライアンス（法令等遵守）に取組んでまいります。



## 金融ADR制度（苦情処理措置・紛争解決措置）について

### 【苦情処理措置】

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、ポスター等で公表しております。

苦情は、当金庫営業日（9時から17時）に営業店（電話番号は45ページ参照）またはリスク管理部（電話:03-5607-1131）にお申し出ください。

### 【紛争解決措置】

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日にリスク管理部または全国しんきん相談所（9時から17時、電話:03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話:03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話:03-3581-2249）の仲裁センター等にお取次いたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。

その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫リスク管理部」にお尋ねください。

## 反社会的勢力への対応について

当金庫は、地域金融機関として、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、「反社会的勢力への対応規程」、「反社会的勢力への対応マニュアル」を制定するとともに、「反社会的勢力に対する基本方針」を公表し、反社会的勢力の排除に向け取り組んでおります。

### 『反社会的勢力に対する基本方針』

当金庫は、地域金融機関として、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講ずる等、断固たる態度で対応します。

## 顧客受入方針

当金庫は、当金庫営業区域地域にて居住または各種事業活動等の健全な活動を営む、地域住民、事業者、公的機関及びその他団体等に、円滑かつ安全な金融サービス機能を有する公共的使命と社会的責任があります。したがって適切な「商品・サービス」を提供するにあたり、利用することを確認するための手続きを定め、確認を完了した相手先を顧客として受入れること、または悪用することを企図する顧客等は謝絶することを顧客受入方針とします。

## マネー・ローンダリングに対する取組みについて

1. 近年のマネー・ローンダリングやテロ資金供与の防止に向けた国際的な要請を受け、平成30年2月に公表された「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき、当金庫はマネー・ローンダリング及びテロ資金供与等を防止するため基本方針を定め、国際社会において金融機関に求められる責務であることを認識し、健全な金融システムの維持・発展すべき行動をいたします。  
取引開始時の①取引時確認、②特定事業者作成書面での確認、③資産凍結対象者との取引防止措置、④システム等により疑わしい取引の検知・届け出等を実践しております。  
また経営陣の下、営業部門、管理部門、監査部門が連携しマネー・ローンダリング対策に取り組んでおります。
2. 当金庫はFATF\*1等の国際機関の要請、本邦及び各国の法令に基づき、マネー・ローンダリングやテロ資金供与に関する規制違反を防止し、業務の健全性及び適切性を確保するため「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策基本方針」を制定し組織内で体制整備を行っております。具体的には、健全な経済活動に重大な悪影響を与えるマネー・ローンダリングやテロ資金供与に当金庫の各種取引や商品・サービスが利用されることを防止するため、研修や情報記録、有効性の検証を行いその低減に努めております。

\*1 FATF: Financial Action Task Force (金融活動作業部会)

## 個人情報保護について

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善及び個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

## 利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
  - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
    - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
    - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
    - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
  - (2) ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
  - ① 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
  - ② 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
  - ③ 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
  - ④ 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は利益相反管理態勢の適切性及び有効性について定期的に検証します。

## 金融商品に係わる勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

## 保険募集指針

当金庫は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

- 当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。  
万一、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
  - 当金庫は、お客さまに引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについて適切な説明を行います。
  - 当金庫は、取扱い保険商品の中からお客さまが適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
  - 当金庫が取扱う一部の保険商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客さまの範囲や保険金額等に制限が課せられています。
- (1) 保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合には、当金庫の会員の方を除き、一部の保険商品をお取扱いできません。

- ① 当金庫から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主の方（以下、総称して「融資先法人等」といいます）
- ② 従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方

(2) 「上記(1)に該当する当金庫の会員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」を保険契約者とする一部の保険商品の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額（以下「保険金額等」といいます）を、次の金額以下に限定させていただきます。

- 生存または死亡に関する保険金額等：1,000万円
- 疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
  - ① 診断等給付金（一時金形式）：1保険事故につき100万円
  - ② 診断等給付金（年金形式）：月額換算5万円
  - ③ 疾病入院給付金：日額5千円【特定の疾病に限られる保険は1万円】※合計1万円
  - ④ 疾病手術等給付金：1保険事故につき20万円【特定の疾病に限られる保険は40万円】※合計40万円
- 当金庫は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。  
なお、ご相談内容によりましては、引受保険会社所定の連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただきます。
- 当金庫は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客さまから寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

保険契約に関する苦情、ご相談等は、取扱営業店または下記にて承ります。

東栄信用金庫 業務部 電話番号：03-5607-1146 受付時間：当金庫営業日の午前9時～午後5時



## 基本的な考え方

信用金庫を取り巻く環境は、金融の自由化・国際化の進展や技術革新などにより大きく変化しており、信用リスクや市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク等内包するリスクも一層、多様化・複雑化しております。このため、様々なリスクを適切に把握し管理していくことが、金庫経営における最も重要な課題の一つとなっております。

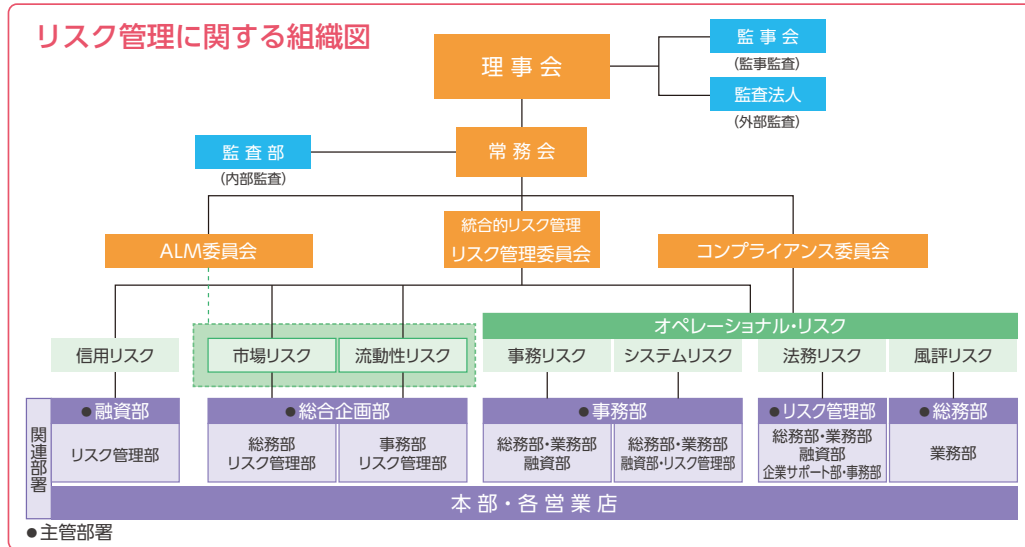
一方、「リスクは収益の源泉」でもあることから、相応のリスクを取ってこそ、収益を上げることが可能です。したがって、各種リスクに見合った適正な収益を上げていくためには各種リスクを統合的に把握し、適切にコントロールできる管理体制が必要になります。

当金庫では、このようなリスク管理体制の構築とリスク管理手法の高度化を経営目標の一つとし、各種リスクの状況を把握し分析・評価して、適切なリスク管理を行うとともに、統合的リスク管理に向けて取り組んでおります。

## リスク管理体制

当金庫では、多様化・複雑化している各種のリスクを的確に把握し管理することを目的に、リスク管理規程を制定し、理事長以下役員全員と本部部長を委員としたリスク管理委員会を設置しております。主要なリスク毎に所管部署からリスクの主管部署であるリスク管理部へ情報を集約する体制をとっており、これをリスク管理委員会へ報告し、協議を行い、当金庫の健全性確保と収益性向上、経営体質の強化を目指し適切なリスクコントロールを行っております。

また、運用・調達におけるリスクと収益状況を把握し、市場動向を踏まえたうえで、市場リスクの管理及び金庫全体の資産・負債のバランスを調整するALM委員会も設置しております。



### ▶信用リスク

信用リスクとは、信用供与先（貸出金・有価証券の発行体など）の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少あるいは消滅し、当金庫が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、資産の健全性を維持・確保するために、融資の審査管理部門と融資を推進する営業部門とは分離独立した体制で、貸出金を主体とした信用リスクの管理を行っております。

信用リスクの所管部署としては、ご融資するお取引先の信用度合や回収の可能性等の審査を行う融資部の審査課や、融資実行後の債権の管理・回収などを担当する管理課や、お取引先の事業の再建に向けた活動を側面からサポートする部門として企業サポート部を配置するなど、お取引先の業況等を勘案しつつ適切なリスク管理体制をとっております。

さらに、融資の審査管理を適正に行う方策として、融資先企業等の決算書などにに基づき財務内容を客観的に把握し管理しております。また、大口融資先については、取引方針などについて常務会で定期的に検討し必要に応じて、与信限度額を見直して管理を厳格に行うことによりリスクの低減を図っております。

### ▶市場リスク

市場リスクとは、金利や有価証券の価格、外国為替等の相場が変動することにより保有する資産の価値が減少したり損失を被るリスクのことです。当金庫では、ALM委員会を設置し、経済情勢や金利動向などに基づいて運用・調達の方針を策定することにより、金利リスク及び価格変動リスクの管理を行い収益の安定、金融資産の健全性の確保を図っております。

### ▶流動性リスク

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出等により、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことです。

当金庫では、資金の運用・調達額を常に把握し資金繰りに万全を期す一方、流動性支準備資産を信金業界のバックアップ機関である信金中央金庫に預けるなどして流動性リスクに対する十分な管理体制をとっております。

### ▶オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務処理の過程、役職員の活動、もしくはシステムに不備があった場合や外生的な事象により損失を被るリスクを総称するものです。主なリスクは下記のようなものがあります。なお、オペレーショナル・リスク相当額の算出には基礎的手法を採用しております。

#### ■事務リスク

事務リスクとは、役職員が事務処理規程等金庫の各種規程や法令等に反して正確な事務処理を怠り、事務処理ミスや事務事故等により損失を発生させることや、お客様とのトラブル等に起因して金庫の信用力を著しく低下させるなどのリスクをいいます。当金庫では、すべての業務に事務リスクが内在しているとの認識のもと、正確な事務処理を行うための各種規程・マニュアル等を整備するほか、日頃の事務指導や研修体制の強化、更には牽性機能としての事務検閲などに取組む等、総合的に管理する体制を構築しております。

#### ■システムリスク

システムリスクとは、コンピューターシステムの予期せぬ現象による誤作動や停止の他、システムの不正使用やデータの漏洩等により、損失を被るリスクをいいます。当金庫の電算システムは、しんぎん共同センターに加盟して他信金との共同利用により、本部システム部門との連結により運用・管理を行っております。コンピューターの使用や誤操作、情報漏洩対策として各種の管理基準に基づくとともに、同センターと協調して不正侵入などの防犯対策や地震等の防災対策に万全を期しております。

#### ■法務リスク

法務リスクとは、法令等の遵守状況が十分でないことにより金庫が被るリスクや、法令改正等への対応が不十分であることにより損失を被るリスクのことをいいます。このような事案が発生した場合は、速やかに金庫内で対応方針等の検討のほか、顧問契約をしている法律事務所の助言を得るなどして適正に対処し、処理しております。

#### ■風評リスク

風評リスクとは、偽りの情報や根拠のない噂等により信用が著しく低下し、損失を被るリスクのことをいいます。当金庫では、万一の風評被害に備え、「危機管理対応マニュアル」などに基づき風評リスクに関する管理体制を構築しております。

## 業務の適正を確保するための体制

当金庫は、信用金庫法及び信用金庫法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、理事会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

### 1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令等遵守の徹底を業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置付け、法令等遵守に係る基本方針に基づき「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」を定めるとともに、役職員が遵守すべき行動指針を含む具体的な手引書として「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定する。
- (2) 法令等遵守に関する事項及び法令等遵守に係る経営上重要な事項の協議又は決定を行う機関を一元的に管理する部署として「コンプライアンス委員会」を設置する。その事務局をリスク管理部と定め、実務的レベルでの検討部門として三専門部会を設置する。
- (3) また、本部各部及び各営業店にコンプライアンス・オフィサーを配置し、コンプライアンス所管部署との連携を図る。
- (4) コンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合には、公益通報者保護に関する規程に基づき、所属部店の上司を介さず、直接監査部門に通報及び相談できる窓口を設置する。
- (5) 内部監査部門は法令等遵守状況について監査を実施し、その結果を、担当役員を通じて理事長へ報告するとともに、必要に応じて被監査部門及び所管部署に改善すべき事項を指示しその改善状況を検証する。

### 2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事会、常務会の各議事録は、「理事会規程」「常務会規程」に基づき作成し、「文書保存・廃棄規程」により適切に保存・管理する。
- (2) 理事及び監事はこれらの文書を常時閲覧することができる。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 業務執行に係る各種リスクを総合的に把握するとともに、適正なリスクの範囲内での業務運営を図るため、「リスク管理規程」及びリスクカテゴリー毎に応じた管理要領を策定する。
- (2) 当金庫全体のリスクを一元的に把握し統括・検証を行う部署として「リスク管理委員会」を設置し、その事務局をリスク管理部と定め、リスクカテゴリー毎に所管部署を定め、リスク管理の実効性確保及び相互牽制機能の強化を図る。
- (3) また、「統合的リスク管理（基本方針）」に基づき、資産・負債を総合管理し、運用戦略等の策定・実行に関わる部署として「ALM委員会」を設置し、その事務局を総合企画部と定める。
- (4) リスク管理委員会は、リスク管理上重大な影響を与える事象もしくは統合的リスク管理方針に関する重要な事項について、常務会へ報告するとともに、さらに重要と認められる事項は理事会に付議又は報告する。
- (5) 大規模自然災害・重大なシステム障害及び風評リスク等緊急事態の発生に備えるため「コンティンジェンシープラン（業務継続計画）」を策定し、平時より危機管理体制を整備する。
- (6) 内部監査部門はリスク管理の適切性、業務運営の効率性と有効性等について監査を実施し、その結果を、担当役員を通じて理事長へ報告するとともに、必要に応じて被監査部門及び所管部署に改善すべき事項を指示し、その改善状況を検証する。

### 4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 「理事会」とその委任を受けた審議・決定機関である「常務会」を意思決定・監督機関と位置づけ、それぞれの運営及び付議事項等を定めた「理事会規程（及び同付議基準）」及び「常務会規程（及び同付議基準）」を制定する。
- (2) 効率的な職務執行体制の確立を図るため、経営組織、事務分掌及び職務権限に関する諸規程を制定する。
- (3) 常務会は、月1回の定例会議のほか付議する事項が発生した都度、随時開催する。
- (4) 理事の職務の執行が効率的に行われているかどうか当金庫外からも確認出来るように、経営関連情報の開示を適時・適切に行い経営の透明性を高める。

### 5. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

監事が、監査業務を円滑に遂行するため、監事の職務遂行を補助する職員を置くことを求めた場合、代表理事は監事と協議のうえ人員を配置する。

### 6. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項

- (1) 監事の職務を補助すべき職員は当該監査業務に関して監事の指揮命令に従い、理事の指揮命令を受けないこととする。
- (2) 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性を確保するため、人事異動及び考課等の人事権に係る事項の決定については予め監事の同意を求めることとする。

### 7. 理事及び職員が監事に報告をするための体制及びその他の監事への報告に関する体制

- (1) 次に定める事項について、理事が事態認識後直ちに監事に報告する体制を構築する。但し、監事が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としない。
  - ① 理事会で決議された事項
  - ② 常務会で決議された事項
  - ③ 当金庫に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
  - ④ 経営の執行に関する重要な事項
- (2) ⑤ 内部監査及びリスク管理に関する重要な事項  
⑥ 各種の法令や定款に重大な違反が生じた場合  
⑦ 公益通報の状況及びその内容  
⑧ その他コンプライアンスに関する重要な事項
- (3) 当金庫の職員は、前項に関する重大な事実を認識した場合には、監事に直接報告出来るものとする。

### 8. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監事が作成する監査計画に基づく監査の実施に対し、理事及び職員が協力する体制を構築する。
- (2) 監事監査の適正性及び信頼性を確保するため、監事自らの判断で弁護士、公認会計士その他の専門家に依頼出来る態勢を構築して監事の当金庫からの独立性を維持する。

# 営業のご案内

## 預金業務

当金庫では、お客様のライフステージに合わせた商品をお選びいただけるよう、各種商品を豊富に取り揃え、地域の皆様のニーズに合った資産づくりのお手伝いをしております。

種類	特色	お預入れ期間	お預入れ金額
総合口座 (ECO通帳使用)	普通預金と定期預金・当座貸越を1冊にセットした大変便利な口座です。毎日の出し入れはもちろん、公共料金の自動支払もOKです。普通預金の残高が不足した場合でも、定期預金残高の90%、最高200万円まで自動的にご融資。「貯める」「支払う」「受け取る」「借りる」の4拍子揃った口座です。	出し入れ自由	普通預金は1円以上 定期預金の 初回組入額は 1万円以上
普通預金 (ECO通帳使用)	給与・年金・配当金の自動お受け取りや、公共料金・各種クレジット代金の自動引き落としなど財布代り、家計簿代りに便利な預金です。	出し入れ自由	1円以上
決済用預金 (無利息型普通預金) (ECO通帳使用)	預金保険制度により全額保護されます。個人の方は「総合口座」の取り扱いができ、公共料金等の自動支払いおよび給与、年金等の自動受け取りができます。	出し入れ自由	1円以上
後見制度支援預金	成年後見制度による支援を受ける方(本人)の預金のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭は後見人をご自身で管理し、残りの通常使用しない金銭を「後見制度支援預金」として家庭裁判所の指示書に基づき別口座にて管理出来る預金です。	家庭裁判所の指示によりまず	1円以上
貯蓄預金	預入残高に応じて金額段階別に利率を設定しています。お手元に置きたい余裕資金のお預け入れに便利です。キャッシュカードもご利用いただけます。個人の方のみ対象で自動受け取り、自動引き落とし等はご利用できません。	出し入れ自由	1円以上 (基準残高10万円)
当座預金	ご事業に欠かせない預金です。ご決済に小切手や手形を効率的な資金管理にご利用下さい。	出し入れ自由	1円以上
通知預金	まとまった資金の短期運用に最適です。お引き出しの2日前までにご連絡下さい。	7日以上	1万円以上
納税準備預金	納税資金を計画的に準備していただく預金です。お利息は優遇されているうえ、非課税扱いです。	入金自由、 引き出しは納税時	1円以上
スーパー定期預金	ご利用が最も多い定期預金で、目的に応じてお預け入れ金額・期間を選択することができます。	1か月、3か月、 6か月、1年、2年、 3年、4年、5年	100円以上 1千万円未満
大口定期預金	市場金利の実勢により金利が決定される預金で、1千万円以上の大口資金運用に最適です。	1か月、3か月、 6か月、1年、2年、 3年、4年、5年	1千万円以上
期日指定定期預金	1年複利で、1年の据置期間経過後は1か月前のご通知でお預け入れ額の一部支払いも受けられる流動性も兼ね備えた定期預金です。個人の方のみ対象です。	最長3年 据置期間1年	100円以上 300万円未満
変動金利定期預金	6か月毎に金利の見直しを行います。3年ものは個人の方のみ対象です。	1年、2年、3年	100円以上
積立定期預金	お預け入れ期間中、自由な金額を積立てることができます。	1年～5年 据置期間3か月	1,000円以上
定期積金 (ECO通帳使用)	ご契約時に目標額と期間を定めて、毎月一定額を無理なく積立てる預金で、必要な資金づくりができます。普通預金等から自動振替による積立ができます。	6か月以上 5年以内	所定の掛込 単位金額
財形貯蓄	お勤め先の財形積立制度を通じて、給与または賞与からの天引きにより積立てる預金で、有利な資産づくりができます。		
一般財形預金	お引き出し目的を定めない財形預金です。貯蓄目的は自由です。	積立期間 3年以上	5,000円以上
財形年金預金	老後の安定を目指して積立てる個人年金プランです。元本550万円(財形住宅預金との合算)まで非課税。	積立期間 5年以上	5,000円以上
財形住宅預金	住宅取得や増改築のための預金です。元本550万円(財形年金預金との合算)まで非課税。	積立期間 5年以上	5,000円以上

## 偽造カード等への対策について -ICキャッシュカードの発行-

平成20年4月より「偽造・盗難キャッシュカード問題」への対策として、生体認証付ICキャッシュカードの発行を行っております。

ICキャッシュカードは、従来の磁気ストライプに比べて、偽造や変造が困難なICチップを搭載しており、また生体情報によるご本人様の確認により一層安全にお使いいただけます。一日のATMでの支払限度額につきましては、既存発行済の磁気カード50万円、ICカード100万円とし、さらに生体情報をご登録いただいた場合、200万円とさせていただきます。





## 融資業務

当金庫では、お客様のニーズに積極的にお応えすることを心掛けております。個人のお客様のライフプランを応援する充実したローン商品や事業者の方々の円滑な事業展開を応援する無担保商品などをご用意しております。

種類	特色	金額	期間
一般融資	商業手形の割引、商品仕入れ等の短期資金、不動産取得や諸設備のための長期資金等を取り扱っております。	当金庫基準	当金庫基準
制度融資	都・区・市などの有利な制度融資を各種取り扱っております。	制度基準	制度基準
事業者カードローン	事業資金（信用保証協会保証付）	100万円～ 2,000万円以内	1年又は2年
代理貸付	信金中央金庫・日本政策金融公庫・住宅金融支援機構、各金融機関の資金貸付を取り扱っております。	各機関基準	各機関基準
住宅ローン	個人住宅用、土地建物の取得資金	1億円以内	35年以内
リフォームローン	個人住宅修繕、増改築資金	1,000万円以内	15年以内
教育ローン	入学金、授業料等	1,000万円以内	16年以内
カーライフプラン	車輛購入資金、車検費用等	1,000万円以内	10年以内
個人ローン	プライダル、電化製品・家具購入等の資金	500万円以内	10年以内
しんきんカードローン	個人向けカードローン	10万円～ 100万円以内	3年 (以後自動更新)
シグマきゃっする300	お使いみち自由で主婦、パート、アルバイトの方もOKです。安心サポートの生活応援カードローンです。	50万円～ 300万円以内	3年 (以後自動更新)
とうえい教育カードローン	申込人の子弟・孫・被扶養親族の就学にかかる納付金および付帯費用に都度利用でき、卒業までは毎月利息のみのお支払い、卒業予定月の3か月後までに証書貸付に切替えいただくものです。	50万円～ 300万円以内	原則5年以内 (1年ごとの更新)

## 商品利用に当たっての留意事項

1. 預金・ローン等の商品、サービスにつきまして、それぞれの商品やサービスの内容を職員におたずねいただく等、よくご確認の上ご利用ください。
2. 特にローンにつきましては、無理のない計画的なご利用をお勧めいたします。

## 貸出運営についての考え方

「地元の資金は地元に戻す」という信用金庫の基本理念を大切に積極的な取組みを進めております。また、資産の健全性を高めていくことも重要な課題として取り組んでおります。

当金庫の融資業務は、収益性のみを追求した選別でなく、会員である中小企業や個人の皆様を対象として、融資機会の平等を原則に小口多数取引に徹しております。

こうした信用金庫ならではの特性を踏まえ、中小企業の皆様が抱えている問題に十分配慮しながら融資業務を行い、地域社会の発展に貢献できるよう努めてまいります。

### お客様本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）に関する取組方針

当金庫は、お客様の安定的な資産形成に資することを目的として、以下の取組方針を定め、役職員がこれを遵守してまいります。

1. お客様にとって最善の利益の追求  
当金庫は、お客様にとって最善の利益のため、お客様に対して誠実かつ公正にその業務を遂行してまいります。
2. 利益相反の適切な管理  
当金庫は、「利益相反管理方針」に基づき、お客様の利益が不当に害されることがないように、適切に管理してまいります。
3. 手数料等の明確化  
当金庫は、お客様にご負担していただく手数料等について、お客様が理解できるよう、分かりやすくお伝えしてまいります。
4. 重要な情報の分かりやすい提供  
当金庫は、金融商品のリスク、収益性、重要事項等について、お客様の立場に立って分かりやすくお伝えいたします。また、お取引後においても、お客様が投資状況等を適正に判断するための情報を継続して提供してまいります。
5. お客様にふさわしいサービスの提供  
当金庫は、お客様の知識・経験・財産の状況及びニーズを正確に把握させていただいたうえで、適切な金融商品を提供してまいります。
6. 職員に対する適切な動機づけの枠組み等  
当金庫は、職員に対して継続的に研修を行い、商品知識の向上やお客様本位の考え方が浸透するよう努めてまいります。

## 各種サービス・その他業務

当金庫では、お客様にとって「気軽に利用しやすい信用金庫」であるという立場にたって、生活に密着した各種サービスと利便性を提供しております。

種 類	特 色	
キャッシュサービス	当金庫の本支店および全国の信用金庫の「しんきんネットキャッシュサービス」取扱店で、キャッシュカードでのお取扱いができます。 また、全国の銀行、信託銀行、信用組合、労働金庫、農業協同組合、郵便局、コンビニエンスストアの「全国キャッシュサービス」お取扱い店でもお引き出しできます。別途、法人向けのキャッシュカードもご用意しております。	
しんきんゼロネットサービス	当金庫のキャッシュカードなら、全国の信用金庫のCD・ATMを利用しても、平日・土曜日のゼロネットサービスタイムの時間内は利用料が無料となります。 ーゼロネットサービスタイムー ※左記以外の時間帯および日曜・祝休日のATM利用には所定の 平日8:45～18:00の入出金 手数料がかかります。 土曜9:00～14:00の出金 ※一部、当サービスに加入していない信用金庫もございます。	
提携クレジットキャッシングサービス	当金庫のATMでVISA・JCB・UC・DCなどのクレジット会社や、信販・流通系のカードを利用してキャッシングができます。また、一部の提携先については、入金（ご返済）取引もお取扱いできます。	
クレジットカードサービス	しんきんVISA・シグマJCBなどのクレジットカードの申込みをお取扱いしております。	
インターネットバンキング	個人用（WEBバンキング） お客様のパソコンやスマートフォンからログインして、画面を見ながらの簡単操作で振込・振替・各種照会を原則24時間365日ご利用いただけます。（メンテナンス日を除きます） セキュリティ向上のためソフトウェアトークンのご利用をお勧めしております。 法人用（WEB-FBサービス） お客様のパソコンからシステムにログインして、資金移動や照会等を簡単に行えます。「都度振込」、大量の振込を一括して行う「総合振込」のほか、「給与振込」等のご契約もご用意しております。 セキュリティ向上のため、電子証明書のご利用をお勧めしております。	
しんきん電子記録債権サービス（でんさいネット）	手形債権や指名債権（売掛債権等）が抱える課題を克服し、事業者の資金調達を円滑にするため創設された新しい金銭債権が電子記録債権です。 窓口に向くことなく、パソコンのブラウザから所定の操作でシステムにログイン、電子記録債権を簡単に発生させることができます。 電子記録債権の受取確認も簡単に出来、電子記録債権を割り引くこともできます。	
Pay-easy（ペイジー）	パソコンからインターネットを利用して税金、公共料金など各種料金の決済ができます。また、口座振替受付サービスでは、企業様の店頭で自動支払いのお手続のお申込みが可能です。（インターネットバンキングのご契約が必要です）	
テレホンバンキング	窓口に向くことなく電話で振込・振替、残高照会が利用できます。	
アンサーサービス	電話やFAXを利用して、振込や取立入金のご連絡、残高照会を即時に処理するシステムです。	
J-Debit デビットカード	J-Debit加盟店でのお買物やお食事等のご利用代金を当金庫のキャッシュカードで即時決済できます。	
自動支払いサービス	公共料金をはじめ、税金・社会保険料・ローンご返済金・各種クレジットカードのご利用代金等をご指定の預金口座から自動的にお支払いできます。	
自動受取りサービス	給与・賞与・年金・配当金などがご指定の口座に自動的に振り込まれます。	
公金の窓口収納	国税・地方税・社会保険料などの収納事務をお取扱いしております。	
内国為替	振込・送金	当金庫の本支店はもちろん、日本全国の信用金庫・銀行・信託銀行・農協・労働金庫などの金融機関へ確実・スピーディーに送金・お振込ができます。
	代金取立	手形や小切手などを取立し、ご指定の預金口座にご入金します。
為替自動振込サービス	毎月一定の日にご指定の金額をお客様のご指定口座から、受取人口座へ自動的に送金します。	
株式払込業務	会社設立および増資の払い込みのお取扱いをしております。	
国債の窓口販売	長期利付国債・中期利付国債・個人向け国債のお取扱いをしております。	
損害保険の窓口販売	長期火災保険業務のお取扱いをしております。住宅の新築や購入をご検討される際には、ローンのほか火災保険についてもご検討下さい。	
生命保険の窓口販売	「しんきんらいふ年金」など将来の豊かな生活実現の準備として、様々なライフスタイルに合わせた資産運用のお手伝いをさせていただいております。	
スポーツ振興くじの払戻し	スポーツ振興くじ（toto）の払戻業務を、本店営業部・亀戸支店の2店舗でお取扱いしております。	
貸金庫	重要書類や貴重品等を安全に保管し、盗難・災害など不慮の事故からお守りいたします。	
年金相談	年金に対する関心の高さにお応えするため、年金の専門家である社会保険労務士による「年金相談会」を各営業店にて年1回無料で開催しております。	
法律相談	弁護士による「法律相談サービス」を無料で行ってまいります。原則として年4回、四半期毎に本部にて法律全般の相談を受け付けておりますので、ぜひご利用ください。	
リースのご案内	機械設備などのリースをご希望のお客様に、しんきんリース㈱をご案内いたします。	

## 主な手数料一覧表（消費税を含む）

（令和2年6月末現在）

		当金庫本支店宛	他行宛（電信）	他行宛（文書）	
振込手数料	窓口ご利用の場合	5万円未満	220円	660円	660円
		5万円以上	440円	880円	880円
	ATM、テレホンバンキング、ペイバイFAXご利用の場合	5万円未満	無料	330円	
		5万円以上	110円	550円	
	WEBバンキングご利用の場合（個人のお客様）	5万円未満	無料	330円	
		5万円以上	110円*1	550円	
	WEB-FBサービスご利用の場合（法人のお客様）	5万円未満	無料	330円	
		5万円以上	110円*2	550円	
	ホームバンキングご利用の場合	5万円未満	無料	330円	
		5万円以上		550円	
	為替自動振込ご利用の場合	5万円未満	110円	440円	
		5万円以上	220円	660円	
給与振込ご利用の場合	5万円未満	無料			
	5万円以上		220円		

振込契約基本金（月額）	ホームバンキング、ペイバイFAX、WEB-FBサービス	1,100円
	ペイバイFAX、WEB-FBサービス 給与振込*3	220円
	WEBバンキングサービス、ソフトウェアトークン	無料

注意）※1は、同一店内のご本人さま口座への振込は無料です。 ※2は、同一店内への振込は無料です。 ※3は、総合振込契約がない場合は、基本料金（月額）となります。

		平日		土曜日		日曜・祝休日（本店営業部・松島出張所のみ）
		8:30～19:00	8:30～19:00	8:30～17:00	8:30～17:00	9:00～17:00
ATM 利用手数料	当庫カード	無料		無料		110円
		8:45～18:00	8:30～8:45 18:00～19:00	9:00～14:00	8:30～9:00 14:00～17:00	9:00～17:00
	他金庫カード	無料		無料		110円
		8:45～18:00	8:30～8:45 18:00～19:00	9:00～14:00	14:00～17:00	9:00～17:00
	銀行・郵貯 クレジットカード	110円		110円		220円
		8:45～18:00	8:30～8:45 18:00～19:00	9:00～14:00	14:00～17:00	9:00～17:00

発行手数料	小切手帳	1冊（50枚綴り）	880円	
	手形帳（約束・為替）	1冊（25枚綴り）	550円	
	手形貸付用手形	1枚	22円	
	マル専	口座開設手数料		3,300円
		専用手形	1枚	550円
	自己宛小切手	1枚	550円	
	各種証明書	1通	550円	
	通帳・証書再発行	1冊（1枚）	550円	
各種カード再発行（両替カード含む）	1枚	1,100円		

その他の 諸手数料	元帳コピー代	1枚	44円
	代金取立手数料	1通	880円
	不渡手形返却料【でんさい取引を含む】	1通	880円
	取立手形組戻料【でんさい取引を含む】	1通	880円
	異議申立預送料【でんさい取引を含む】	1通	1,100円
送金・振込の組戻料	1口	880円	

株式払込金 保管手数料	1通	株式払込金×0.002×1.1
----------------	----	-----------------

開示請求 手数料 【でんさい以外】	取引履歴に関する情報	1枚毎	440円
	氏名、住所、電話番号、勤務先	左記一括	880円
	取引残高（科目、口座番号、残高）	特定日毎	2,200円
	上記以外の情報	1項目毎	1,100円

でんさいネット	基本料	1,100円
	発生記録（PC利用）	330円
	発生記録（本部代行）	440円
	開示請求（でんさい請求）	3,300円
	残高証明（都度発行）	4,400円
	残高証明（定例発行）	2,200円
	特定記録機関変更記録	4,400円
	貸倒引当金繰入事由に係る証明書	1,100円

融資に関する 手数料	住宅ローン、賃貸住宅ローン 事務取扱手数料	22,000円
	不動産担保調査	33,000円
	不動産担保物件変更	5,500円
	住宅ローン・賃貸住宅ローン 期限前弁済	33,000円
	証貸繰上弁済（一部繰上含む）	5,500円
	証貸返済条件変更	
	約定日、割賦期間、返済月の変更	5,500円
	返済期間の短縮、返済期限の延長	5,500円
	債務引受（相続以外）	5,500円
	証貸金利引下げ等変更	5,500円
	割引手形信用調査	1通 220円
	【でんさい取引を含む】 情報提供事務取扱手数料 （主債務者の履行状況に関する情報提供）	550円

貸金庫料 （年額）	本店 第1種	5,500円
	本店 第2種	6,600円
	本店 第3種	7,700円
	本店 第4種	8,800円
	奥戸支店	11,000円
	本一色支店	11,000円

両替手数料	両替機設置店舗	両替枚数						
		1～50枚	250枚まで	500枚まで	750枚まで	1,000枚まで	1,001枚以上	
両替機	両替機	無料	110円	220円	330円	440円	お取扱できません	
	窓口利用	無料	220円	330円	お取扱できません			
硬貨入金	硬貨入金	無料	無料	無料	330円	440円	550円	
	※同一金種の新券への両替、汚損、記念硬貨の交換につきましては、手数料は頂きません。 注意）両替機を利用の場合は、51枚以上より専用カードが必要となります。（50枚まではキャッシュカードで一日1回限りご利用できます。）							
上記以外の店舗	両替機	両替枚数						
		1～100枚	250枚まで	500枚まで	750枚まで	1,000枚まで	1,001枚以上	
窓口利用	窓口利用	無料	220円	330円	440円	550円	お取扱できません	
	硬貨入金	無料	無料	無料	330円	440円	550円	
※同一金種の新券への両替、汚損、記念硬貨の交換、1円及び5円の両替につきましては、手数料は頂きません。 注意）払戻し時も適用となります。								

※硬貨入金については、1,001枚以上500枚を超えるたびに110円加算となります。



# 自己資本の充実状況

## ▶ 自己資本の構成に関する開示事項

### 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金、利益剰余金等で構成されております。また、自己資本調達手段は普通出資（発行主体：東栄信用金庫）でコア資本に係る基礎項目の額に算入された額は、592百万円であります。なお、当金庫は優先出資証券等の発行は行っておりません。

### ◆ 自己資本の構成状況

(単位:百万円)

項 目	平成30年度	令和元年度
<b>コア資本に係る基礎項目（1）</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	9,128	9,338
うち、出資金及び資本剰余金の額	588	592
うち、利益剰余金の額	8,563	8,761
うち、外部流出予定額（△）	23	14
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	59	73
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	59	73
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	265	212
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	9,452	9,624
<b>コア資本に係る調整項目（2）</b>		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	20	38
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	20	38
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	20	38
<b>自己資本</b>		
自己資本の額 (イ) - (ロ)	(ハ) 9,431	9,585
<b>リスク・アセット等（3）</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	76,545	82,307
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	743	743
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△435	△435
うち、上記以外に該当するものの額	1,178	1,178
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	3,642	3,702
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	80,188	86,009
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率 (ハ) / (ニ)	11.76%	11.14%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。  
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

## ▶ 自己資本の充実度に関する事項

### 自己資本充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された極めて実現性の高いものであります。

### ◆ 信用リスク（ポートフォリオ毎）及びオペレーショナル・リスクの所要自己資本の額

（単位：百万円）

項 目	平成30年度		令和元年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	76,545	3,061	82,307	3,292
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	67,478	2,699	72,758	2,910
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	111	4	112	4
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	274	10	275	11
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	4,636	185	5,090	203
法人等向け	21,150	846	22,916	916
中小企業等向け及び個人向け	7,078	283	6,860	274
抵当権付住宅ローン	2,955	118	2,751	110
不動産取得等事業向け	11,444	457	13,302	532
3ヵ月以上延滞等	46	1	344	13
取立未済手形	11	0	9	0
信用保証協会等による保証付	412	16	412	16
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	1,806	72	1,627	65
出資等のエクスポージャー	1,806	72	1,627	65
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	17,549	701	19,054	762
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	3,981	159	5,475	219
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	605	24	605	24
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	306	12	416	16
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	12,656	506	12,558	502
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	8,323	332	8,804	352
ルック・スルー方式	8,323	332	8,804	352
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	1,178	47	1,178	47
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△435	△17	△435	△17
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,642	145	3,702	148
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	80,188	3,207	86,009	3,440

（注）1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

<オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法>  

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

▶信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）  
 リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価につきましては、信用リスクの計量化に向け、現在、インフラ整備も含めた準備を進めております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会やALM委員会と協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会といった経営陣への報告体制を整備しております。

また、将来、予想される損失については法令等に基づき適切で厳格な引当を実施して万一に備えております。引当の計上方法は将来において平均的に発生しうる損失に備え計上する一般貸倒引当金及び正常債権等以外の債権に対して計上する個別貸倒引当金があり、いずれも毎期末に全額を洗替方式により引当を行っております。引当の計上方法については、一般貸倒引当金は過去の貸倒実績率から予想損失率を求め、今後の予想損失額を算出し貸倒引当金として計上しております。一方、個別貸倒引当金は過去の貸倒実績率をもとにご融資先毎に予想損失額（未保全額が一定額以上の債務者についてはキャッシュフロー法による回収可能額を控除した額）を算出し貸倒引当金として計上しております。

◆信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									
	エクスポージャー区分		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		3か月以上延滞エクスポージャー	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
国 内	116,511	121,621	62,856	63,886	27,047	27,555	—	—	58	255
国 外	11,863	11,283	—	—	11,863	11,283	—	—	—	—
地 域 別 合 計	128,374	132,904	62,856	63,886	38,910	38,838	—	—	58	255
製 造 業	7,701	9,740	4,681	4,509	2,988	5,200	—	—	1	217
農 業、林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	6,760	6,356	6,560	6,156	200	200	—	—	0	0
電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業	2,690	3,056	285	250	2,404	2,806	—	—	—	—
情 報 通 信 業	1,336	1,371	332	367	1,003	1,003	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	3,363	3,354	2,071	2,161	1,291	1,192	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業	4,385	4,222	2,379	2,416	2,006	1,805	—	—	13	13
金 融 業、保 険 業	30,762	32,848	1,864	1,867	11,248	10,665	—	—	—	—
不 動 産 業	28,642	29,729	26,543	27,630	2,098	2,099	—	—	0	—
物 品 賃 貸 業	212	140	212	140	—	—	—	—	—	—
学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	254	346	254	346	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	986	1,134	986	1,134	—	—	—	—	—	—
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娛 楽 業	1,091	1,426	1,091	1,426	—	—	—	—	0	0
教 育、学 習 支 援 業	48	71	48	71	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	544	530	544	530	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	1,378	1,511	1,076	1,210	301	301	—	—	—	—
国・地方公共団体等	19,723	19,324	772	710	15,366	13,562	—	—	—	—
個 人	12,738	12,630	12,738	12,630	—	—	—	—	42	24
そ の 他	5,755	5,109	412	326	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計	128,374	132,904	62,856	63,886	38,910	38,838	—	—	58	255
1 年 以 下	8,028	8,108	5,312	5,162	2,715	2,945	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下	8,502	7,855	4,098	3,588	4,403	4,267	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下	9,335	8,879	5,027	5,500	4,307	3,379	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下	7,695	8,495	4,267	4,293	3,428	4,201	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下	12,878	10,195	6,916	6,027	5,961	4,168	—	—	—	—
10 年 超	54,110	58,106	37,018	39,131	17,092	18,975	—	—	—	—
期間の定めのないもの	27,824	31,263	215	183	1,000	900	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計	128,374	132,904	62,856	63,886	38,910	38,838	—	—	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産などが含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しております。

◆一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

42ページの「貸倒引当金内訳」と同様です。



## ◆業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

業種区分	内訳	個別貸倒引当金										貸出金償却	
		期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
						目的使用		その他					
		平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
製造業		37	23	23	6	—	1	37	21	23	6	—	3
農業、林業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業		20	16	16	13	—	—	20	16	16	13	1	12
電気・ガス・熱供給・水道業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業		—	2	2	2	—	—	—	2	2	2	—	—
運輸業、郵便業		28	24	24	21	—	3	28	21	24	21	—	7
卸売業、小売業		3	2	2	3	—	—	3	2	2	3	1	4
金融業、保険業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業		56	51	51	41	—	—	56	51	51	41	—	—
物品賃貸業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業		2	1	1	0	—	—	2	1	1	0	1	—
生活関連サービス業、娯楽業		0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—
教育、学習支援業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉		2	—	—	22	—	—	2	—	—	22	—	—
その他のサービス		1	0	0	0	—	—	1	0	0	0	—	—
国・地方公共団体等		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人		106	93	93	75	—	13	106	79	93	75	—	—
合計		261	215	215	188	—	18	261	197	215	188	4	28

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## ◆リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

エクスポージャーの種類ごとの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。

- ・法人向けエクスポージャー
  - 格付投資情報センター (R&I)
  - 日本格付研究所 (JCR)
  - ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
  - スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)
- ・中央政府及び中央銀行向けエクスポージャー
  - カントリー・リスク・スコア
- ・金融機関向けエクスポージャー
  - カントリー・リスク・スコア

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成30年度		令和元年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	22,041	—	20,290
10%	672	8,268	623	8,282
20%	191	23,343	893	25,600
35%	137	9,910	2,137	5,759
50%	8,938	33	11,248	20
70%	—	—	—	—
75%	—	8,319	—	7,657
100%	6,695	38,373	7,698	40,406
150%	—	23	200	18
200%	—	—	—	—
250%	—	1,425	—	2,066
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	128,374	—	132,904	—

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

## ▶信用リスク削減手法に関する事項

### 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、事業からのキャッシュ・フローを重視し、担保・保証に過度に依存しない融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解を頂いた上で契約いただくなど適切な取り扱いに努めております。当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、金庫が定める「融資事務取扱規程」等により、適切な事務取扱、および適正な評価を行っております。また、割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証取引に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減手法の一つとして、金庫が定める「融資事務取扱規程」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続を省略して扱充当いたします。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として、住宅融資保険、一般社団法人しんきん保証基金、その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、住宅融資保険は政府関係機関保証と同様、一般社団法人しんきん保証基金は主に中小企業向け及び個人向けエクスポージャーとして、適格格付機関が付与している格付により判定しております。また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

### ◆信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		1,899	1,671	14,065	13,123	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

## ▶派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

### 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。当金庫の具体的な派生商品取引は、有価証券関連取引の中の投資信託に構成されている組入れ資産の一部の外国為替関連取引が該当するのみであり、市場リスク及び信用リスクの影響は限定的で、当該取引の個別担保による保全や引当の算定は、特段行っておりません。その他、当該取引のリスク資本及び与信限度枠の割当方法は定めておりませんが、有価証券関連取引については、当金庫の資金運用基準に定められた範囲内の取引から生じたものに限定しております。

また、長期決済期間取引は行っておりません。

### ◆証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は、証券化商品の取引は行っておりません。

### ◆オペレーショナル・リスクに関する項目

#### リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクとは、当金庫の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により当金庫が損失を被るリスク（自己資本比率の算定に含まれる分）及び当金庫自らが「オペレーショナル・リスク」と定義しております。当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらのリスクに関しましては、リスク管理委員会等におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて、理事会等において、報告する態勢を整備しております。

#### オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法を採用しております。

## ▶ 出資等エクスポージャーに関する事項

### リスク管理の方針及び手順の概要

出資等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、その他信金中央金庫等への出資金が該当します。そのうち、上場株式にかかるリスクの認識につきましては、時価評価によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、遵守状況を経営陣に報告するとともに、ストレス・テストなど複合的なリスクの分析を実施し、定期的にALM委員会等へ報告しております。

一方、非上場株式に関しましては、当金庫が定める「資金運用基準」等に基づいた適正な運用・管理を行っており、その他信金中央金庫等への出資金に関しましてはその都度、個別に判断しております。また、リスクの状況は、財務諸表等をもとにした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理につきましては、当金庫が定める「自己査定規程」、「償却・引当規程」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

### ◆ 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	平成30年度		令和元年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	1,542	1,542	1,258	1,258
非 上 場 株 式 等	680	—	633	—
合 計	2,223		1,891	

### ◆ 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

区 分	平成30年度	令和元年度
売 却 益	177	190
売 却 損	15	—
償 却	77	308

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

### ◆ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

区 分	平成30年度	令和元年度
評 価 損 益	△ 188	△ 341

### ◆ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

区 分	平成30年度	令和元年度
評 価 損 益	—	—

### ◆ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	平成30年度	令和元年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	12,931	8,518
マニフェスト方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—



## ▶金利リスクに関する事項

### (1) リスク管理の方針及び手続の概要

- ①リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲  
金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で市場金利が変動することにより資産価値の変動や将来の利益の低下ないし損失を被るリスクをいいます。当金庫では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識しております。また、金利リスクのうち、銀行勘定の金利リスク（以下、IRRBB：InterestRateRisk in the BankingBook※）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより、厳正な管理に努めております。（※IRRBBとは、市場リスクのうち、トレーディング取引等を除くすべての金利感応資産・負債、オフバランス取引に係る金利リスクをいいます。）
- ②リスク管理及びリスク削減の方針  
当金庫では、統合的リスク管理における各種リスクの一つとして、バランスシート全体の金利感応資産・負債を対象として管理しております。具体的には、ALM委員会やリスク管理委員会において金利リスクの計測結果についての分析・評価を行う他、金利リスクが過大となった場合の削減方法について協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告するなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。
- ③金利リスク計測の頻度  
四半期毎にIRRBBを計測しております。
- ④ヘッジ等金利リスクの削減手法（ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む）  
当金庫では、金利リスクが一定の割合を超過するなど過大となった場合には、その他有価証券勘定の債券売却等の他、金利スワップなども含めて削減方法を検討してまいります。

### (2) 金利リスクの算定方法の概要

- A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta$ EVE（注1）及び $\Delta$ NII（注2）並びに当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項
- （注1）IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。
- （注2）IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。
- ①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期  
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年であります。
  - ②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期  
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年であります。
  - ③流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提  
流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
  - ④固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提  
固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
  - ⑤複数の通貨の集計方法及びその前提  
当金庫ではIRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しております。なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮しておりません。  
また、重要性の観点より、一部の通貨については金利改定満期に基づくキャッシュ・フローを他の通貨に集約して、金利リスクを算出しております。
  - ⑥スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等）  
当金庫ではIRRBBの算出にあたり、割引金利にスプレッドを含めず、キャッシュ・フローにスプレッドを含めて算出しております。
  - ⑦内部モデルの使用等、 $\Delta$ EVEと $\Delta$ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提  
内部モデルは、使用しておりません。
  - ⑧計測値の解釈や重要性に関するその他の説明  
当期の重要性テスト結果は、監督上の基準値である20%を上回るものの、 $\Delta$ EVEで計測した金利リスクに対し十分な自己資本の余裕が確保されております。  
なお、当金庫では重要性の観点より、ストレス時に大きな影響を与えられとされる資産・負債をIRRBBの計測対象としており、その選別にあたっては定量的な基準（当金庫の資産・負債の5%程度）に加えて、定性的な影響等を考慮しております。

B. 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta$ EVE及び $\Delta$ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

①金利ショックに関する説明

$\Delta$ EVE及び $\Delta$ NII以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、過去の事例や、景気シナリオに基づく金利変動としております。

②金利リスク計測の前提及びその意味（特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta$ EVE及び $\Delta$ NIIと大きく異なる点）

当金庫では、リスク資本配賦制度の一環として、金利リスクをVaRなどにより管理しております。

具体的には、部門毎に配賦されたリスク資本の範囲内で、有価証券投資などの市場取引や預貸金といった商品毎のVaR（保有期間1年、観測期間1年、信頼水準99.0%）に基づく市場リスク量に対し、リスク限度額を設定し管理することで健全性の確保に努めております。また、市場取引については、VaRに基づく市場リスク量の管理に加え、残高による運用上限枠や評価損益アラームポイントなども設定しており、定期的に運用方針を見直すことでリスクのコントロールを行っております。

また、当金庫では、自己資本の充実度の評価やストレステストの実施にあたり、過去の事例や、景気シナリオに基づく金利変動による影響等を定期的に検証しております。さらに、収益管理や経営上の判断その他の目的では、市場環境等を踏まえた金利の見直しなど実現性の高い金利変動等を想定し、金利リスクを計測しております。

◆ 銀行勘定の金利リスク (IRRBB)

(単位:百万円)

IRRBB 1: 金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		$\Delta$ EVE		$\Delta$ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	2,811	3,741	0	
2	下方パラレルシフト	0	0	8	
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	2,811	3,741	8	
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	9,585		9,431	

(注) 1. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（平成31年2月18日による改正を受け、令和2年3月末から $\Delta$ NIIを開示することとなりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。

# リスク管理債権／金融再生法開示債権

## ◆リスク管理債権の引当・保全状況

(単位:百万円、%)

区 分	残 高	担保・保証額	貸倒引当金	保全率
破 綻 先 債 権	平成30年度	—	—	—
	令和元年度	1	1	100.00
延 滞 債 権	平成30年度	2,271	1,879	92.26
	令和元年度	2,308	1,932	91.90
3 ヲ月 以 上 延 滞 債 権	平成30年度	5	—	0.35
	令和元年度	3	3	100.00
貸 出 条 件 緩 和 債 権	平成30年度	84	54	64.52
	令和元年度	104	71	68.72
合 計	平成30年度	2,360	1,933	91.07
	令和元年度	2,417	2,008	90.92

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。  
 ① 更生手続開始の申立てがあった債務者  
 ② 再生手続開始の申立てがあった債務者  
 ③ 破産手続開始の申立てがあった債務者  
 ④ 特別清算開始の申立てがあった債務者  
 ⑤ 手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者  
 2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。  
 ① 上記「破綻先債権」に該当する貸出金  
 ② 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金  
 3. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。  
 4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。  
 5. なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。  
 6. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。  
 7. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっております。  
 8. 保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

## ◆金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位:百万円、%)

区 分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等 による回収見 込額 (c)		貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a-c)
			担保・保証等 による回収見 込額 (c)	貸倒引当金 (d)			
金融再生法上の 不良債権	平成30年度	2,360	2,150	1,934	216	91.08	50.66
	令和元年度	2,417	2,198	2,009	189	90.92	46.30
破産更生債権及び これらに準ずる債権	平成30年度	132	132	118	13	100.00	100.00
	令和元年度	147	147	147	0	100.00	100.00
危 険 債 権	平成30年度	2,139	1,963	1,761	202	91.78	53.53
	令和元年度	2,162	1,975	1,787	188	91.36	50.26
要 管 理 債 権	平成30年度	89	54	54	0	60.92	0.88
	令和元年度	107	74	74	0	69.60	0.75
正 常 債 権	平成30年度	60,495					
	令和元年度	61,469					
合 計	平成30年度	62,856					
	令和元年度	63,886					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。  
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。  
 3. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。  
 4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。  
 5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。



# 令和元年度 事業概況

## ▶事業方針

中期3ヵ年経営計画の中間年度として、「地域社会の発展をお客様と共に目指すことにより、地域金融機関としての強固な経営基盤と確固たる地歩を確立する」ことを基本理念とし、「地域やお客様の課題解決に向けた価値ある提案による“非価格競争力”の強化や、円滑な資金供給を通じた貸出金利の適正なプライシングと役務収益の拡大に努めるとともに、共同化等による経営の効率化や業界ネットワークの更なる活用を進め、収益性の向上などを図りつつ、持続可能なビジネスモデルを構築する」と言う基本方針の下、重点戦略として①支援力・営業力の深化×進化、②経営力・内部態勢の深化×進化、③組織力・人材力の深化×進化を掲げました。また、この重点戦略に対する具体策をそれぞれ定め、地域経済の活性化のために役職員全員が総力を挙げて取組みました。

当金庫では、信用金庫法第36条第5項第5号および同法施行規則第23条により、業務の健全性・適切性を確保するため、「内部管理基本方針」を制定し、業務の執行に際し整備すべき態勢として、「コンプライアンス態勢」、「統合的リスク管理態勢」、並びに「内部監査態勢」等について明確に定め内部統制機能の強化に努めております。

## ▶金融経済環境

令和元年度の我が国経済は、海外経済の減速等を背景に外需が弱く、消費税率引き上げが実施されましたが経済の回復基調に影響を及ぼさぬよう実施された軽減税率制度や臨時・特別の措置等の政府の対応策が奏功し内需を中心に緩やかな回復基調が続いておりました。しかしながら、年度終盤は新型コロナウイルスの世界的感染拡大により経済活動が抑制され大幅な景気減速となりました。特に地域経済を支える中小企業においては、後継者難、人手不足といった構造的問題に加え、さらに苦境のしかかる大変厳しい一年となりました。

## ▶業績

**預金** 普通預金については、年金受給口座の獲得に努め年金受給者の振込金が着実に増加した他、高齢者の、定期預金よりも普通預金を選択する動きもあり、前年度比35億16百万円増加しました。一方、定期預金につきましては、個人向け小口定期預金等の推進を積極的に行いましたが、普通預金への移動や預託金の払戻し、相続預金の流失などにより、前年度比28億42百万円減少しました。年度末預金残高は前年度に比べ4百万円減少し1,302億95百万円となりましたが、平均残高は前年度を15億35百万円上回る1,299億75百万円となりました。

**融資** お取引先の課題解決に資する価値ある提案と粘り強い支援、事業性評価融資など、円滑な資金供給を念頭においた取組みを強化し、事業資金の他、住宅ローン、消費者ローンの積極的な推進活動を行いました。その結果、年度末貸出金残高は、業態を超えた金利競争、肩代わり攻勢等の影響もありましたが、前年度比10億86百万円増加の636億10百万円となりました。

**損益** 資金運用収益については、貸出金利息が利回り低下により前年度比6百万円減少しましたが、有価証券利息配当金は、市場環境の変化に応じた効率的な運用により前年度比87百万円増加しました。これにより資金運用収益全体では前年度比82百万円増加し20億13百万円となりました。役務取引等収益は前年度比7百万円増加となりました。その他業務収益は、国債等債券売却益の計上等により前年度比79百万円増加し93百万円となりました。その他経常収益は、貸出金において前期計上した貸倒引当金の戻入が無く、また債権売却益の減少もあり、前年度比2億9百万円減少し1億98百万円となりました。以上により経常収益は、前年度比40百万円減少の24億52百万円となりました。

一方、資金調達費用は、預金利息が前年度比3百万円減少し28百万円となり、資金調達費用合計は36百万円となりました。役務取引等費用は、前年度比613千円増加の95百万円、その他業務費用は、投資信託の解約等による国債等債券償還損48百万円の計上により前年度比4百万円増加の50百万円となりました。経費については、人件費が前年度に比べ5百万円減少する一方、物件費が15百万円増加したことで前年度比9百万円の増加となりました。その他経常費用は、株式等償却3億8百万円の他、貸出金償却28百万円など計3億62百万円の計上となりました。これにより経常費用は前年度比2億64百万円増加の21億67百万円となりました。

以上の結果、経常利益は2億85百万円となりました。また、税引前当期純利益2億85百万円に法人税、住民税及び事業税54百万円及び法人税等調整額10百万円を減算した当期純利益は2億21百万円となりました。

## ▶事業の展望

日本経済は、輸出が減少する中で、設備投資や個人消費といった内需が底堅さを維持し景気を下支えしておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済活動の抑制を背景に景気の下振れが不可避の状況にある他、依然燻る米中貿易摩擦、複雑化した中東情勢の緊張等多くの不確実性を抱えており不透明感を強めております。当金庫のお客様であります中小企業の経営環境も依然厳しく、特に新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の下での外出自粛・営業自粛要請の影響は大きく、一部では事業存続の危機に晒されるほど深刻な状況にあります。当金庫におきましても、超低金利の金融政策が継続する中、預貸金利鞘が縮小するなど収益面で厳しい環境が続くものと予想しております。しかしながら、こうした厳しい情勢下においてこそ当金庫の存在意義は大きいものと認識しております。当金庫は、これまで取組んできた価値ある課題解決策の提案と粘り強い支援活動をこれまで以上に推し進め、新型コロナウイルスの影響を受け厳しい状況にある地元企業や様々な経営課題を抱えるお取引先に円滑な資金供給を行うことにより、お取引先企業の成長や地域経済の活性化に貢献してまいります。

## ▶当金庫が対処すべき課題

当金庫は、創設以来、地域経済を活性化させ、地域社会を持続可能なものとしていくことが信用金庫に求められている大きな役割として取組んでまいりました。これからも厳しい環境にある地域経済を活性化するために、将来にわたり持続可能なビジネスモデルを構築し、より強固な経営基盤を確立することにより支援力を強化し、金融・非金融といった枠組みを超えて地域社会やお取引先が抱えるさまざまな課題に正面から向き合い、金融仲介機能のさらなる発揮に努めてまいります。

## ◆ 貸借対照表

(単位:千円)

科 目	80期 (平成30年3月末)	81期 (平成31年3月末)	82期 (令和2年3月末)
<b>(資産の部)</b>			
現 金	1,326,766	1,887,529	1,449,807
預 け 金	22,361,320	20,615,774	24,744,810
買 入 金 銭 債 権	39,103	31,921	30,723
金 銭 の 信 託	—	—	—
有 価 証 券	52,326,215	53,842,851	48,982,199
国 債	5,016,289	4,516,304	4,515,301
地 方 債	6,394,568	6,391,542	5,188,875
短 期 社 債	—	—	—
社 債	17,183,003	16,185,633	17,797,767
株 式	1,645,910	1,617,348	1,285,453
そ の 他 の 証 券	22,086,443	25,132,023	20,194,800
貸 出 金	60,130,558	62,524,641	63,610,840
割 引 手 形	1,129,895	998,181	855,139
手 形 貸 付	767,500	1,001,704	1,203,100
証 書 貸 付	57,291,716	59,745,066	60,689,186
当 座 貸 越	941,446	779,689	863,414
そ の 他 の 資 産	815,761	830,571	870,641
未 決 済 為 替 貸	39,875	57,847	46,090
信 金 中 金 出 資 金	605,100	605,100	605,100
前 払 費 用	2,952	4,797	4,011
未 収 収 益	159,482	154,605	206,534
そ の 他 の 資 産	8,351	8,221	8,905
有 形 固 定 資 産	2,705,136	2,635,523	2,605,514
建 物	336,037	315,361	296,734
土 地	2,167,928	2,167,928	2,167,928
リ ー ス 資 産	8,364	6,572	4,779
建 設 仮 勘 定	—	—	—
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	192,806	145,661	136,072
無 形 固 定 資 産	16,659	20,951	38,722
ソ フ ト ウ ェ ア	12,938	17,563	35,668
の れ ん	—	—	—
リ ー ス 資 産	—	—	—
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	3,721	3,387	3,054
繰 延 税 金 資 産	239,151	122,540	166,427
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産	—	—	—
債 務 保 証 見 返	359,819	295,329	245,705
貸 倒 引 当 金	△341,475	△246,070	△231,091
(うち個別貸倒引当金)	(△261,424)	(△215,933)	(△188,951)
資 産 の 部 合 計	139,979,018	142,561,565	142,514,301

※貸借対照表の注記はP35に記載しております。

(単位:千円)

科 目	80期 (平成30年3月末)	81期 (平成31年3月末)	82期 (令和2年3月末)
<b>(負債の部)</b>			
預 金 積 金	128,142,654	130,299,502	130,295,012
当 座 預 金	2,543,854	2,585,030	2,239,480
普 通 預 金	49,459,600	52,939,361	56,456,007
貯 蓄 預 金	978,934	947,016	973,592
通 知 預 金	73,320	155,029	134,107
定 期 預 金	69,723,336	68,354,317	65,511,879
定 期 積 金	4,710,563	4,616,463	3,960,403
そ の 他 の 預 金	653,045	702,283	1,019,541
借 用 金	735,000	686,000	637,000
借 入 金	735,000	686,000	637,000
そ の 他 負 債	322,936	259,211	236,278
未 決 済 為 替 借	44,857	48,222	48,073
未 払 費 用	29,456	40,562	47,246
給 付 補 填 備 金	2,321	2,004	1,135
未 払 法 人 税 等	121,237	56,559	20,465
前 受 収 益	17,383	17,864	22,286
払 戻 未 済 金	1,161	2,993	2,055
職 員 預 り 金	61,441	57,630	52,723
リ ー ス 債 務	8,364	6,572	4,779
資 産 除 去 債 務	9,258	9,343	9,431
そ の 他 の 負 債	27,455	17,458	28,080
賞 与 引 当 金	55,543	55,543	55,600
退 職 給 付 引 当 金	327,290	328,978	333,714
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	64,876	57,813	68,607
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	9,786	3,071	2,949
偶 発 損 失 引 当 金	44,964	29,109	31,853
繰 延 税 金 負 債	—	—	—
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	405,938	405,938	405,938
債 務 保 証	359,819	295,329	245,705
負 債 の 部 合 計	130,468,808	132,420,498	132,312,659
<b>(純資産の部)</b>			
出 資 金	586,169	588,252	592,464
普 通 出 資 金	586,169	588,252	592,464
利 益 剰 余 金	8,153,489	8,563,161	8,761,212
利 益 準 備 金	576,741	586,169	588,252
そ の 他 利 益 剰 余 金	7,576,747	7,976,992	8,172,960
特 別 積 立 金	2,151,334	5,151,334	5,151,334
当 期 未 処 分 剰 余 金	5,425,412	2,825,657	3,021,625
処 分 未 済 持 分	△ 70	△ 60	△ 950
会 員 勘 定 合 計	8,739,588	9,151,354	9,352,727
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 2,158	216,932	76,135
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	—	—	—
土 地 再 評 価 差 額 金	772,779	772,779	772,779
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	770,621	989,712	848,914
純 資 産 の 部 合 計	9,510,209	10,141,066	10,201,642
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	139,979,018	142,561,565	142,514,301



▶ 貸借対照表の注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
 

建物	6年～47年
その他	3年～15年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。
- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
 

発生、特別清算等法的に経営破綻の事実が生じている債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況になが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、主として1年間間の予想損失額又は今後3年間間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績額又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署（自己査定委員会）が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は236百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。
 

当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

  - 制度全体の積立状況に関する事項（平成31年3月31日現在）
 

年金資産の額	1,650,650百万円
年金財政計算上の数理債務の額	1,782,453百万円
と最低責任準備金の額との合計額	△131,803百万円
  - 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（平成31年3月31日現在）
 

0.1359%
  - 補足説明
 

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高180,752百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金26百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生している額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額20百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額1,759百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は1百万円、延滞債権額は2,308百万円です。
 

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の見込みがなくなるものとして未取利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未取利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未取利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権は3百万円です。
 

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は104百万円です。
 

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,417百万円です。なお、16.から19.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は855百万円です。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。
 

担保に供している資産	
有価証券	107百万円
その他資産	2百万円
担保資産に対応する債務	
預金	348百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保として定期預金1,200百万円、借入金の担保として定期預金1,000百万円を差し入れております。また、その他の資産には、保証金3百万円が含まれております。
- 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
 

再評価を行った年月日 平成11年3月31日  
同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額△419百万円

23.出資1口当たりの純資産額862百万円33銭

24.金融商品の状況に関する事項

- 金融商品に対する取組方針
 

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
- 金融商品の内容及びそのリスク
 

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的の保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- 金融商品に係るリスク管理体制
  - 信用リスクの管理
 

当金庫は、融資事務取扱規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などとの与信管理に関する体制を整備し運用しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資本部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、リスク管理部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
  - 市場リスクの管理
    - 金利リスクの管理
 

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。
    - 価格変動リスクの管理
 

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用基準に従い行われております。

このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は総合企画部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。
    - 市場リスクに係る定量的情報
 

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、投資信託、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間1年、過去5年との観測期間で計測される99パーセンタイル値を用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっては定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利日数に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動額を用いております。

なお、当事業年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた経済価値は、1,051百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動額を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
  - 資金調達に係る流動性リスクの管理
 

当金庫は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

25.金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注1）参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金 (*1)	24,744	24,764	20
(2) 有価証券	48,955	50,818	1,863
売買目的有価証券	-	-	-
満期保有目的の債券	37,040	38,904	1,863
その他有価証券	11,914	11,914	-
(3) 貸出金 (*1)	63,610	-	-
貸倒引当金 (*2)	△231	-	-
	63,379	63,197	△182
金融資産計	137,079	138,780	1,701
(1) 預金積金 (*1)	130,295	130,333	38
(2) 借入金 (*1)	637	687	50
金融負債計	130,932	131,020	88

(\*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

- 預け金
 

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。
- 有価証券
 

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については26.から28.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利（スポットレート）で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)	26
信金中金出資金 (*1)	605
合 計	632

(\*1) 非上場株式及び信金中金出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金 (*1)	23,744	1,000	—	—
有価証券	3,439	7,630	8,844	19,120
満期保有目的の債券	2,939	7,630	8,144	18,520
その他有価証券のうち 満期があるもの	500	—	700	600
貸出金 (*2)	10,173	18,340	14,059	20,041
合 計	37,356	26,970	22,903	39,161

(\*1) 預け金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

(\*2) 貸出金のうち、償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金 (*1)	113,192	17,103	—	—
借入金	49	196	245	147
合 計	113,241	17,299	245	147

(\*1) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

26.有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、27.まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	4,515	5,215	699
	地方債	5,188	5,740	552
	社債	11,783	12,437	654
	その他（外国債券）	7,337	7,564	226
	小計	28,825	30,958	2,132
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	4,303	4,212	△91
	その他（外国債券）	3,911	3,732	△178
	小計	8,215	7,945	△269
合 計	37,040	38,904	1,863	

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	1,510	1,491	19
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	1,510	1,491	19
	その他	5,469	4,918	551
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	1,258	1,599	△341
	債券	199	200	△0
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	199	200	△0
	その他	3,475	3,600	△124
合 計	11,914	11,809	105	

27.当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	2,854	190	—
債券	667	67	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	667	67	—
その他	—	—	—
合 計	3,521	257	—

28.減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、308百万円（うち、株式308百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄の時価が、取得原価又は償却原価に比べて「時価の下落が50%以上下落した時」及び「時価の下落が30%以上50%未満で、かつ時価の回復の見込みがあると認められない場合」とし、株式については、「時価の下落が40%以上のもの」については、原則として時価の回復する見込みがないものとしております。

29.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,679百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが905百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されず終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定める金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生した主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	66	百万円
退職給付引当金	92	
減価償却超過額	33	
役員退職慰労引当金	18	
賞与引当金	15	
固定資産減損損失	11	
その他	50	
繰延税金資産小計	288	
評価性引当額	△89	
繰延税金資産合計	199	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	29	
その他	3	
繰延税金負債合計	32	
繰延税金資産の純額	166	

▶ 報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役員在任年数、前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 令和元年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	101

(注) 1.対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です（期中に退任した者を含む）。

上記の内訳は、「基本報酬」88百万円、「退職慰労金」13百万円となっております。

2.「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3.使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等」の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項3号及び4号並びに第1項6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役員等であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和元年度において、対象職員等に該当する者はおりませんでした。

(注) 1.対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2.「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、令和元年度においては、該当する会社はありませんでした。

3.「同等額」は、令和元年度に当該対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4.令和元年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。



## ◆ 損益計算書

(単位:千円)

科 目	80期 (平成29年度)	81期 (平成30年度)	82期 (令和元年度)
経常収益	2,388,984	2,492,853	2,452,543
資金運用収益	1,927,068	1,931,424	2,013,957
貸出金利息	1,065,249	1,031,014	1,024,636
預け金利息	22,475	21,760	22,908
有価証券利息配当金	823,132	863,069	950,833
その他の受入利息	16,210	15,579	15,579
役務取引等収益	137,874	139,018	146,086
受入為替手数料	91,146	90,944	91,765
その他の役務収益	46,728	48,073	54,320
その他業務収益	16,791	13,635	93,559
外国為替売買益	—	22	—
国債等債券売却益	1,579	—	67,070
国債等債券償還益	288	2,392	15,439
その他の業務収益	14,924	11,220	11,049
その他経常収益	307,250	408,775	198,938
貸倒引当金戻入益	—	95,404	—
償却債権取立益	24,171	14,068	5,783
株式等売却益	241,063	177,937	190,027
金銭の信託運用益	—	—	—
その他の経常収益	42,015	121,365	3,127
経常費用	1,828,041	1,902,932	2,167,028
資金調達費用	39,754	41,019	36,908
預金利息	29,079	31,270	28,021
給付補填備金繰入額	1,435	1,089	799
借入金利息	8,935	8,355	7,797
その他の支払利息	303	302	289
役務取引等費用	96,962	94,970	95,583
支払為替手数料	27,290	27,033	27,009
その他の役務費用	69,671	67,936	68,574
その他業務費用	7,312	45,219	50,201
外国為替売買損	11	—	5
国債等債券売却損	2,900	—	—
国債等債券償還損	3,093	44,325	48,256
国債等債券償却	—	—	—
その他の業務費用	1,306	894	1,940
経費	1,577,483	1,611,931	1,621,366
人件費	1,071,469	1,077,101	1,071,165
物件費	473,288	503,211	518,704
税金	32,725	31,618	31,496
その他経常費用	106,528	109,791	362,967
貸倒引当金繰入額	82,711	—	3,407
貸出金償却	201	4,723	28,437
株式等売却損	—	15,703	—
株式等償却	—	77,272	308,212
金銭の信託運用損	—	—	—
その他資産償却	5,488	—	—
その他の経常費用	18,127	12,091	22,910
経常利益	560,943	589,921	285,514
特別利益	59	—	—
固定資産処分益	59	—	—
その他の特別利益	—	—	—
特別損失	1,308	1,572	0
固定資産処分損失	1,308	1,572	0
減損損失	—	—	—
その他の特別損失	—	—	—
税引前当期純利益	559,693	588,348	285,514
法人税、住民税及び事業税	173,656	127,756	54,087
法人税等調整額	△ 16,805	33,539	10,029
法人税等合計	156,851	161,296	64,117
当期純利益	402,842	427,052	221,396
繰越金(当期首残高)	4,983,300	2,398,605	2,800,228
土地再評価差額金取崩額	39,270	—	—
当期末処分剰余金	5,425,412	2,825,657	3,021,625

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 出資1口当たり当期純利益金額18円77銭



## ◆ 剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	80期 (平成29年度)	81期 (平成30年度)	82期 (令和元年度)
当 期 末 処 分 剰 余 金	5,425,412,803	2,825,657,308	3,021,625,044
剰 余 金 処 分 額	3,026,807,734	25,429,171	18,910,403
利 益 準 備 金	9,428,000	2,083,000	4,212,500
普 通 出 資 に 対 す る 配 当 金 ( 配 当 率 )	17,379,734 (年3%の割)	23,346,171 (年4%の割)	14,697,903 (年2.50%の割)
特 別 積 立 金	3,000,000,000	—	—
繰 越 金 ( 当 期 末 残 高 )	2,398,605,069	2,800,228,137	3,002,714,641

## ▶ 会計監査

令和2年6月19日開催の第82期通常総代会で承認を得た貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和2年5月21日

東栄信用金庫  
理事会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 泉 祥一 □  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 河島 啓太 □

<計算書類等監査>  
監査意見  
当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、東栄信用金庫の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第82期事業年度の剰余金処分案を除く計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び注記並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について監査を行った。  
当監査法人は、上記の計算書類等が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠  
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、金庫から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監事の責任  
経営者の責任は、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。  
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。  
監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任  
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合には、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、金庫は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<剰余金処分案に対する意見>  
剰余金処分案に対する監査意見  
当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、東栄信用金庫の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第82期事業年度の剰余金処分案について監査を行った。  
当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令及び定款に適合しているものと認める。

剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任  
経営者の責任は、法令及び定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。  
監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

剰余金処分案に対する監査における監査人の責任  
監査人の責任は、剰余金処分案が法令及び定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係  
金庫と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

令和元年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和2年6月22日  
東栄信用金庫 理事長 北澤良且

### ◆ 最近5年間の主要な経営指標の推移

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
経常収益 (千円)	2,391,041	2,682,574	2,388,984	2,492,853	2,452,543
経常利益 (千円)	543,126	921,837	560,943	589,921	285,514
当期純利益 (千円)	441,655	748,310	402,842	427,052	221,396
出資総額 (百万円)	571	576	586	588	592
出資総口数 (千口)	11,420	11,534	11,723	11,765	11,849
純資産額 (百万円)	8,388	9,141	9,510	10,141	10,201
総資産額 (百万円)	136,483	138,730	139,619	142,266	142,268
預金積金残高 (百万円)	126,013	127,610	128,142	130,299	130,295
貸出金残高 (百万円)	57,643	61,040	60,130	62,524	63,610
有価証券残高 (百万円)	50,763	52,909	52,326	53,842	48,982
単体自己資本比率 (%)	11.50	11.98	12.21	11.76	11.14
出資に対する配当金 (出資1口当たり) (円)	1.5	1.5	1.5	2.0	1.25
役員数 (人)	9	10	10	10	10
うち常勤役員数 (人)	7	7	7	7	7
職員数 (人)	147	153	155	146	149
会員数 (人)	12,692	12,773	12,838	12,848	12,843

(注) 総資産額については、貸借対照表の資産の合計から債務保証見返を控除して計上しております。

### ◆ 業務粗利益及び業務粗利益率

(単位:千円)

項目	平成30年度	令和元年度
資金運用収支	1,890,405	1,977,049
資金運用収益	1,931,424	2,013,957
資金調達費用	41,019	36,908
役務取引等収支	44,048	50,502
役務取引等収益	139,018	146,086
役務取引等費用	94,970	95,583
その他の業務収支	△31,584	43,357
その他業務収益	13,635	93,559
その他業務費用	45,219	50,201
業務粗利益	<b>1,902,869</b>	<b>2,070,909</b>
業務粗利益率	<b>1.40%</b>	<b>1.50%</b>

(注) 1. 業務粗利益率 =  $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

2. 国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

### ◆ 業務純益

(単位:千円)

項目	平成30年度	令和元年度
業務純益		451,979
実質業務純益		463,982
コア業務純益		429,728
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)		288,967

(注) 1. 「業務純益」「実質業務純益」「コア業務純益」「コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)」については、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令 (令和元年9月13日) による改正を受け、令和元年度分より開示することとなったため、開示初年度につき、令和元年度分のみを開示しております。

2. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額 (または取崩額) を含みます。

3. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

4. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

## ◆ 資金運用収支の内訳

区 分	平均残高 (百万円)		利息 (千円)		利回り (%)	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
資 金 運 用 勘 定	135,481	137,204	1,931,424	2,013,957	1.42	1.46
うち 貸 出 金	60,393	61,657	1,031,014	1,024,636	1.70	1.66
うち 預 け 金	20,995	24,300	21,760	22,908	0.10	0.09
うち 買 入 金 銭 債 権	38	38	576	576	1.50	1.50
うち 有 価 証 券	53,448	50,602	863,069	950,833	1.61	1.87
資 金 調 達 勘 定	129,208	130,691	41,019	36,908	0.03	0.02
うち 預 金 積 金	128,439	129,975	32,360	28,821	0.02	0.02
うち 譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—
うち 借 用 金	707	658	8,355	7,797	1.18	1.18

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成30年度92百万円、令和元年度100百万円)を控除して表示しております。  
2. 国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

## ◆ 利 鞘

(単位:%)

区 分	平成30年度	令和元年度
資 金 運 用 利 回	1.42	1.46
資 金 調 達 原 価 率	1.27	1.26
総 資 金 利 鞘	0.14	0.19

## ◆ 利益率

(単位:%)

項 目	平成30年度	令和元年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.42	0.20
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.30	0.15

(注) 総資産経常(当期純)利益率=  $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

## ◆ 受取・支払利息の増減

(単位:千円)

区 分	平成30年度			令和元年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息	22,422	△ 18,065	4,356	24,791	57,742	82,533
うち 貸 出 金	11,674	△ 45,908	△ 34,234	23,711	△ 30,089	△ 6,377
うち 預 け 金	△ 486	△ 228	△ 715	2,697	△ 1,549	1,147
うち 買 入 金 銭 債 権	△ 627	△ 2	△ 630	△ 2	1	△ 0
うち 有 価 証 券	24,128	15,809	39,937	△ 42,325	130,089	87,764
支 払 利 息	363	901	1,264	476	△ 4,587	△ 4,110
うち 預 金 積 金	292	1,552	1,845	391	△ 3,931	△ 3,539
うち 譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—
うち 借 用 金	△ 580	0	△ 579	△ 581	23	△ 558

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。  
2. 国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

## ◆ 預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位:百万円)

区 分	平成30年度	令和元年度
流 動 性 預 金	53,775	57,777
定 期 性 預 金	74,265	71,782
そ の 他 の 預 金	398	415
譲 渡 性 預 金	—	—
合 計	128,439	129,975

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金  
2. 定期性預金=定期預金+定期積金  
3. その他の預金=別段預金+納税準備預金  
4. 国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。



### ◆ 定期預金残高

(単位:百万円)

区 分	平成30年度	令和元年度
定 期 預 金	68,354	65,511
固 定 金 利 定 期 預 金	68,345	65,508
変 動 金 利 定 期 預 金	8	2
そ の 他	1	1

### ◆ 貸出金科目別平均残高

(単位:百万円)

科 目	平成30年度	令和元年度
割 引 手 形	982	875
手 形 貸 付	727	1,006
証 書 貸 付	57,974	59,072
当 座 貸 越	709	702
合 計	60,393	61,657

(注) 国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

### ◆ 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	平成30年度	令和元年度
貸 出 金	62,524	63,610
変 動 金 利	33,686	35,849
固 定 金 利	28,838	27,761

### ◆ 貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

担保の種類	平成30年度	令和元年度
当 金 庫 預 金 積 金	1,455	1,457
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	42,348	43,800
計	43,803	45,257
信用保証協会・信用保険	7,332	7,263
保 証	4,943	4,641
信 用	6,444	6,447
合 計	62,524	63,610

### ◆ 債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

担保の種類	平成30年度	令和元年度
当 金 庫 預 金 積 金	0	—
不 動 産	290	241
計	290	241
信用保証協会・信用保険	—	—
保 証	0	0
信 用	4	3
合 計	295	245

### ◆ 貸出金資金使途別残高

(単位:百万円・%)

区 分	平成30年度		令和元年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
設 備 資 金	41,578	66.4	43,295	68.0
運 転 資 金	20,946	33.5	20,315	31.9
合 計	62,524	100.0	63,610	100.0

### ◆ 貸出金業種別内訳と構成比

(単位:先・百万円・%)

業種区分	平成30年度			令和元年度		
	先数	残高	構成比	先数	残高	構成比
製 造 業	216	4,404	7.0	211	4,270	6.7
農 業、林 業	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	314	5,944	9.5	306	5,569	8.7
電気・ガス・熱供給・水道業	1	285	0.4	1	250	0.3
情 報 通 信 業	9	332	0.5	11	341	0.5
運 輸 業、郵 便 業	54	1,918	3.0	56	2,018	3.1
卸 売 業、小 売 業	178	2,554	4.0	178	2,477	3.8
金 融 業、保 険 業	10	1,860	2.9	10	1,862	2.9
不 動 産 業	341	25,222	40.3	331	26,316	41.3
物 品 質 貸 業	4	210	0.3	2	139	0.2
学術研究、専門・技術サービス業	25	152	0.2	26	172	0.2
宿 泊 業	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	66	699	1.1	61	849	1.3
生活関連サービス業、娯楽業	48	958	1.5	48	1,308	2.0
教 育、学 習 支 援 業	2	48	0.0	4	62	0.0
医 療、福 祉	35	454	0.7	36	448	0.7
そ の 他 の サ ー ビ ス	71	918	1.4	77	1,055	1.6
小 計	1,374	45,964	73.5	1,358	47,144	74.1
国・地方公共団体	2	771	1.2	2	709	1.1
個 人	2,115	15,788	25.2	2,023	15,757	24.7
合 計	3,491	62,524	100.0	3,383	63,610	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

### ◆ 貸倒引当金内訳

(単位:百万円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	平成30年度	80	30	—	80	30
	令和元年度	30	42	—	30	42
個 別 貸 倒 引 当 金	平成30年度	261	215	—	261	215
	令和元年度	215	188	18	197	188
合 計	平成30年度	341	246	—	341	246
	令和元年度	246	231	18	227	231

### ◆ 貸出金償却の額

(単位:千円)

項 目	平成30年度	令和元年度
貸 出 金 償 却 額	4,723	28,437

### ◆ 預貸率

(単位:%)

区 分	平成30年度	令和元年度
期 末 預 貸 率	47.98	48.82
期 中 平 均 預 貸 率	47.02	47.43

(注) 1. 預貸率 =  $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

### ▶ 規則第102条第1項第5号に掲げる取引のお取り扱いはございません。

金融先物取引等

金融等デリバティブ取引

先物外国為替取引

有価証券店頭デリバティブ取引・有価証券指数等先物取引・有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引

有価証券先物取引、外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引

## ▶ 金銭の信託関係

1. 運用目的の金銭の信託  
お取扱いはございません。

2. 満期保有目的の金銭の信託  
お取扱いはございません。

3. その他の金銭の信託  
お取扱いはございません。

## ▶ 商品有価証券

(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券)

お取扱いはございません。

## ◆ 有価証券の残存期間別残高

平成30年度

(単位:百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国 債	—	—	—	—	—	4,516	—	4,516
地 方 債	1,199	1,367	200	—	—	3,624	—	6,391
社 債	608	2,029	2,187	1,418	1,869	7,047	1,024	16,185
株 式	—	—	—	—	—	—	1,617	1,617
外 国 証 券	898	995	1,908	1,998	4,078	1,949	2,052	13,880
そ の 他 の 証 券	494	999	2,336	980	2,020	—	4,420	11,251

令和元年度

(単位:百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国 債	—	—	—	—	—	4,515	—	4,515
地 方 債	1,166	400	—	—	—	3,622	—	5,188
社 債	872	2,350	1,770	1,362	1,692	8,836	913	17,797
株 式	—	—	—	—	—	—	1,285	1,285
外 国 証 券	898	1,505	1,600	2,826	2,464	1,954	3,226	14,476
そ の 他 の 証 券	491	—	—	479	—	—	4,748	5,718

## ◆ 有価証券の種類別平均残高

(単位:百万円)

種 類	平成30年度	令和元年度
国 債	4,667	4,516
地 方 債	6,394	5,768
短 期 社 債	—	—
社 債	16,334	16,684
株 式	1,841	1,608
外 国 証 券	12,534	13,861
そ の 他 の 証 券	11,675	8,163
合 計	53,448	50,602

## ◆ 預証率

(単位:%)

区 分	平成30年度	令和元年度
期 末 預 証 率	41.32	37.59
期 中 平 均 預 証 率	41.61	38.93

(注) 1. 預証率 =  $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。



## ◆ 有価証券等の取得価額、時価及び評価損益

売買目的有価証券  
お取扱いはございません。

### 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

区 分	種 類	平成30年度			令和元年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	4,516	5,332	816	4,515	5,215	699
	地方債	6,391	7,035	644	5,188	5,740	552
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	13,377	14,174	797	11,783	12,437	654
	その他	10,228	10,592	363	7,337	7,564	226
	小計	<b>34,513</b>	<b>37,135</b>	<b>2,622</b>	<b>28,825</b>	<b>30,958</b>	<b>2,132</b>
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	499	484	△15	4,303	4,212	△91
	その他	1,600	1,586	△13	3,911	3,732	△178
	小計	<b>2,099</b>	<b>2,071</b>	<b>△28</b>	<b>8,215</b>	<b>7,945</b>	<b>△269</b>
合 計	<b>36,612</b>	<b>39,206</b>	<b>2,593</b>	<b>37,040</b>	<b>38,904</b>	<b>1,863</b>	

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。  
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。  
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

### その他有価証券

(単位:百万円)

区 分	種 類	平成30年度			令和元年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	66	48	17	—	—	—
	債券	2,309	2,191	117	1,510	1,491	19
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	2,309	2,191	117	1,510	1,491	19
	その他	8,826	8,330	496	5,469	4,918	551
	小計	<b>11,202</b>	<b>10,570</b>	<b>631</b>	<b>6,980</b>	<b>6,409</b>	<b>571</b>
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,476	1,682	△205	1,258	1,599	△341
	債券	—	—	—	199	200	△0
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	199	200	△0
	その他	4,476	4,602	△125	3,475	3,600	△124
	小計	<b>5,953</b>	<b>6,284</b>	<b>△331</b>	<b>4,933</b>	<b>5,399</b>	<b>△466</b>
合 計	<b>17,155</b>	<b>16,855</b>	<b>300</b>	<b>11,914</b>	<b>11,809</b>	<b>105</b>	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。  
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。  
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

### 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

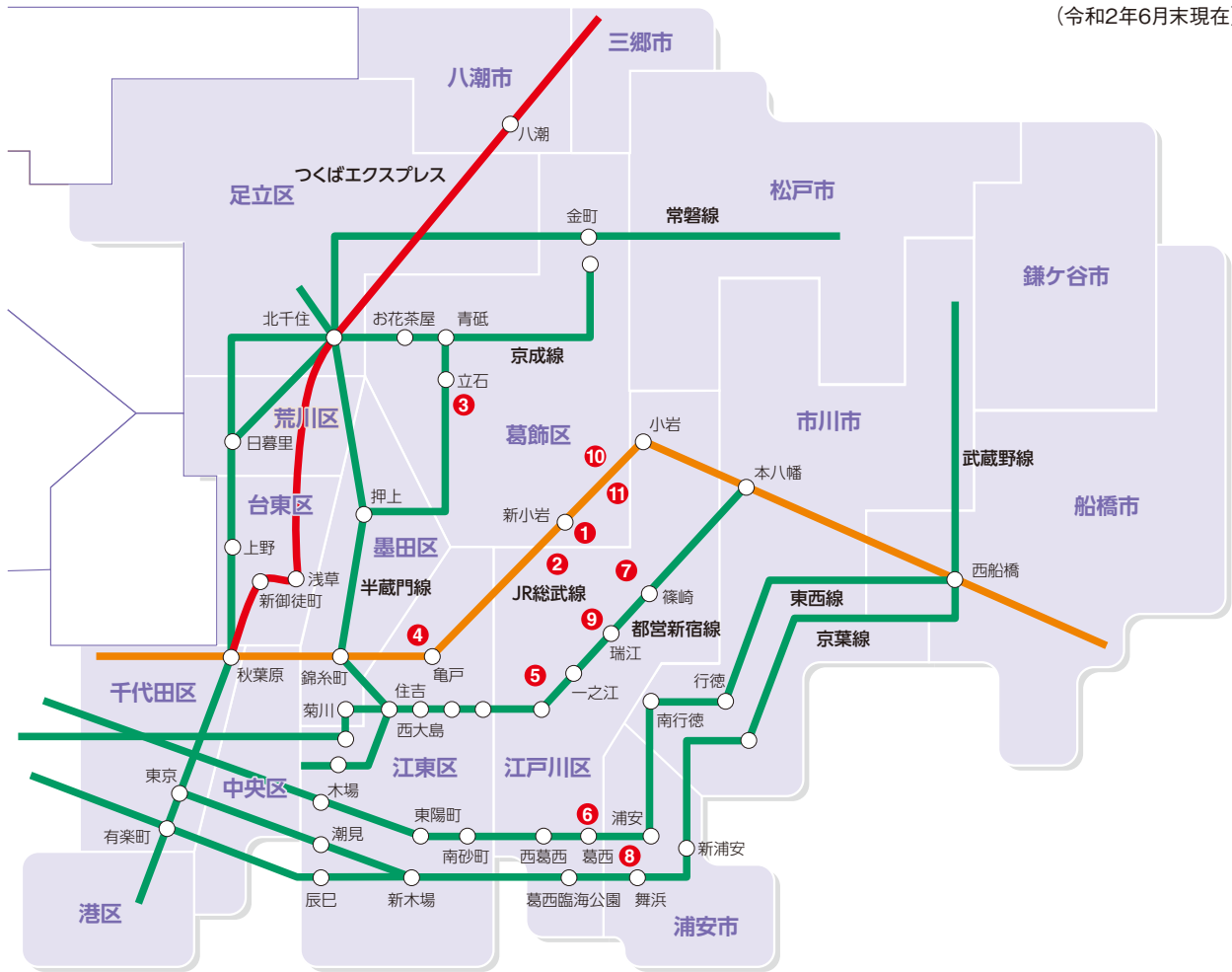
(単位:百万円)

区 分	平成30年度	令和元年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	74	26
合 計	<b>74</b>	<b>26</b>

# ネットワーク

(令和2年6月末現在)

ネットワーク



店番	店名	住所	電話番号	貸金庫	スポーツ振興くじ (toto)	ATM			両替機
						平日	土曜日	日曜日	
①	090 本部	〒124-8501 葛飾区新小岩1-52-8	03-5607-1121						
①	001 本店営業部	〒124-8501 葛飾区新小岩1-52-8	03-3653-3111	◆	toto	★	●	◎	■
②	001 松島出張所	〒132-0031 江戸川区松島4-40-3	※ATMのみ			★	●	◎	
③	002 立石支店	〒124-0012 葛飾区立石1-17-12	03-3692-4811			★	●		■
④	003 亀戸支店	〒136-0071 江東区亀戸3-46-17	03-3684-1111		toto	★	●		
⑤	004 江戸川支店	〒132-0024 江戸川区一之江7-29-7	03-3652-4821			★	●		
⑥	005 葛西支店	〒134-0084 江戸川区東葛西5-45-3	03-3680-3521			★	●		
⑦	006 篠崎支店	〒133-0061 江戸川区篠崎町1-30-52	03-3678-2111			★	●		
⑧	007 浦安支店	〒279-0041 浦安市堀江2-29-6	047-352-1111			★	●		■
⑨	008 新堀支店	〒132-0001 江戸川区新堀2-16-16	03-3677-4911			★	●		
⑩	009 奥戸支店	〒124-0022 葛飾区奥戸4-14-12	03-5670-6111	◆		★	●		
⑪	010 本一色支店	〒133-0044 江戸川区本一色3-24-16	03-5662-2111	◆		★	●		

※亀戸支店は、この度店舗建替のため、令和2年8月11日から仮店舗(〒136-0071 江東区亀戸3-42-10 1階Gatesビル)にて営業いたします。

## ●スポーツ振興くじ (toto)

サッカーくじの当せん金の払戻しを本店営業部、亀戸支店にて行っています。

## ATMご利用時間

	当金庫カード	他金庫カード
平日	8:30~19:00	8:30~19:00
土曜日	8:30~17:00	8:30~17:00
日曜日	9:00~17:00	9:00~17:00
祝休日	9:00~17:00	9:00~17:00

# 1年のあゆみ／沿革

## ● 1年のあゆみ

### 令和元年

- 6月5日 ●「第10回観劇会」を明治座（坂本冬美特別公演）にて開催
- 6月7日 ●葛飾区内で創業予定または創業間もない方を対象に「かつしか創業塾」を開催
- ～7月13日
- 6月21日 ●第81期通常総代会を東武ホテルレバント東京にて開催
- 7月18日 ●「第23回愛の献血運動」を葛西支店にて実施
- 7月29日 ●「第1回経営評議員会」をグリーンパレスにて開催
- 8月2日 ●「シグマバンクグループ第11回 ビジネス交流会」を東武ホテルレバント東京にて開催
- 9月3日 ●「第11回新現役交流会」をタワーホール船堀にて開催
- 10月4日 ●かつしか創業塾に参加された方を対象に「葛飾区創業フォローアップセミナー」を開催
- ～10月25日
- 10月23日 ●「世界遺産を巡る東北三県満喫の旅（2泊3日）」を開催
- ～10月30日
- 12月30日 ●松島出張所を廃止し、店舗外ATM設置箇所に変更



優良企業表彰

### 令和2年

- 2月2日 ●江戸川区内で創業予定または創業間もない方を対象に「とうえい江戸川創業塾」を開催
- ～3月1日

### ◆中止となった行事

- |                                                                                                                                                                        |                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>9月11日 ●「第38回東栄ゴルフ会全店合同競技会」</li> <li>2月18日 ●「第25回とうえい福寿会（年金受給者）旅行」</li> <li>～2月19日</li> <li>3月12日 ●「第33回東栄経友会新春経済講演会」</li> </ul> | <p>台風の影響により中止。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、お客さまの健康と安全を最優先に考慮し中止。</p> <p style="text-align: center;">//</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|



第81期通常総代会



第1回経営評議員会



世界遺産を巡る東北三県満喫の旅

## 沿革

### 昭和

- 13年 9月 8日 産業組合法により有限責任下小松信用組合設立 初代組合長 佐藤 重
- 葛飾区下小松1402番地へ事務所をおく
- 17年 3月 10日 事務所を葛飾区下小松町1429番地へ新築移転（現在地）
- 23年 4月 29日 第2代組合長 佐藤栄太郎就任
- 24年 4月 9日 市街地信用組合法により下小松信用組合に改組
- 27年 5月 15日 信用金庫法制定により東栄信用金庫に改組
- 初代理事長 佐藤栄太郎就任
- 5月 15日 立石支店開店
- 28年 7月 5日 第2代理事長 酒井良治就任
- 30年 1月 20日 亀戸支店開店
- 7月 25日 国民金融公庫と代理業務契約
- 31年 12月 10日 中小企業金融公庫と代理業務契約
- 34年 2月 16日 全国信用金庫連合会と代理業務契約
- 10月 31日 中小企業退職金共済事業団と代理業務契約
- 37年 5月 17日 第3代理事長 張蒼倉吉就任
- 9月 17日 江戸川支店開店
- 40年 6月 28日 葛西支店開店
- 11月 29日 新本店建築 営業開始
- 12月 1日 中小企業事業団と代理業務契約
- 43年 2月 1日 環境衛生金融公庫と代理業務契約
- 44年 5月 24日 第4代理事長 岩橋重銑就任
- 49年 10月 17日 篠崎支店開店
- 49年 12月 15日 日本銀行当座取引開始
- 50年 11月 25日 日本銀行蔵入代理店に指定
- 51年 11月 29日 浦安支店開店
- 54年 4月 1日 住宅金融公庫と代理業務契約

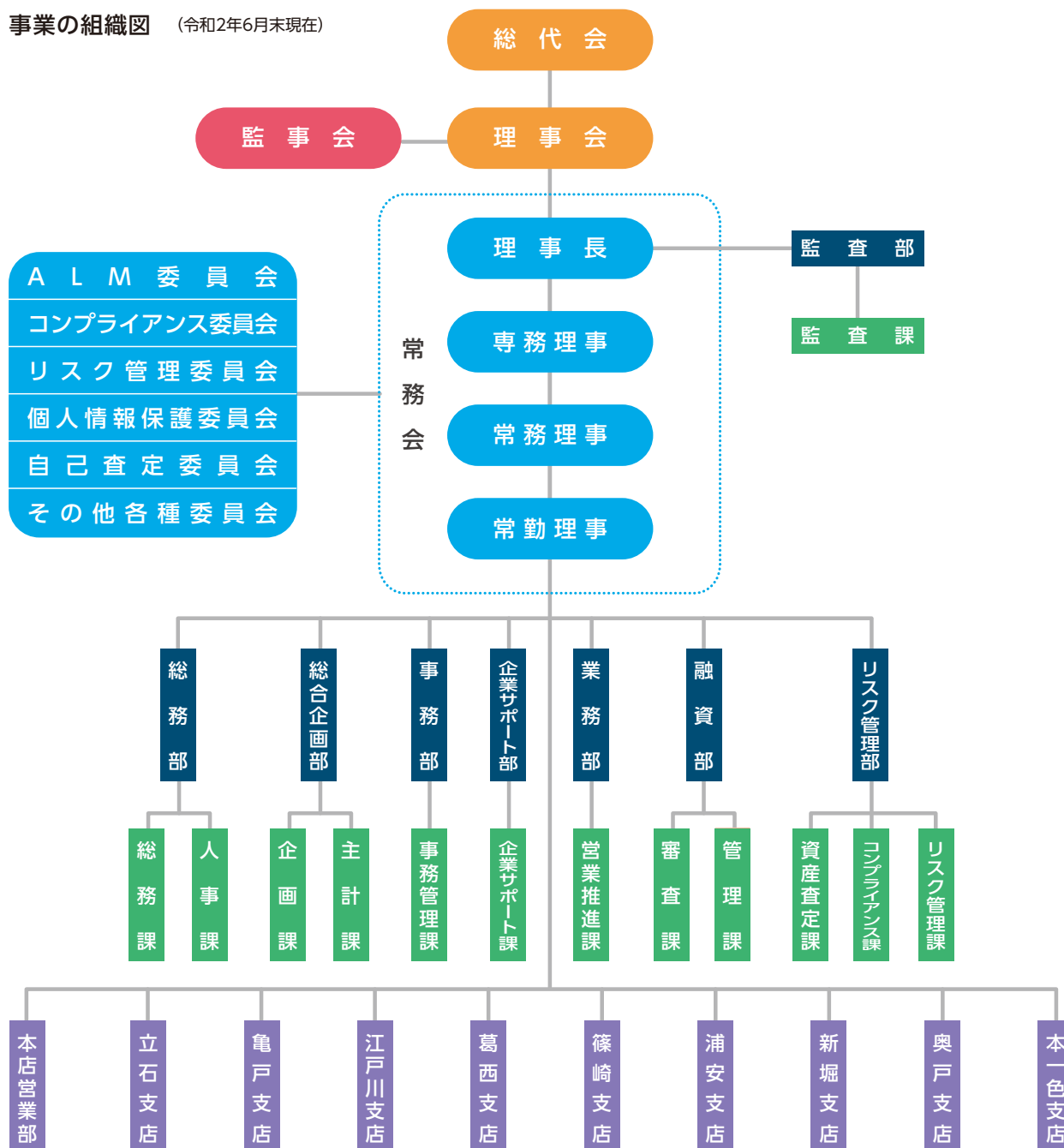
- 59年 5月 14日 第5代理事長 大野 満就任
- 12月 1日 証券業務取扱開始
- 62年 12月 10日 新堀支店開店
- 平成
- 3年 12月 24日 本店営業部松島出張所開店
- 4年 2月 26日 奥戸支店開店
- 5年 12月 13日 本一色支店開店
- 6年 1月 17日 FAXOCR為替本部集中処理開始
- 7年 6月 6日 東京都信用金庫健康保険組合の理事長に大野満理事長就任
- 8年 9月 6日 東栄しんきん通り会誕生
- 9年 5月 9日 大野理事長、勲5等瑞宝章受章
- 11年 6月 23日 第6代理事長 柴田幸孝就任
- 12年 3月 6日 デビットカードサービス取扱開始
- 12月 4日 しんきんゼロネット取扱開始
- 13年 1月 10日 テレホンバンキング共同システム導入
- 3月 5日 サッカーくじ払戻業務2店舗で開始
- 4月 2日 城東地区6信金（足立・亀有・小岩・小松川・成和・東栄）の業務提携（Σバンクグループ発表）※現在は4金庫
- 4月 2日 損害保険窓口販売業務取扱開始
- 14年 10月 1日 生命保険窓口販売業務取扱開始
- 16年 6月 21日 第7代理事長 小川恒明就任
- 9月 6日 インターネットバンキング取扱開始
- 19年 6月 21日 第8代理事長 中里恵明就任
- 20年 9月 8日 創立70周年記念事業として本部ビル（本店営業部）改修
- 25年 2月 18日 でんさいネット取扱開始
- 6月 27日 第9代理事長 柳谷勝弘就任
- 26年 11月 3日 中里前理事長、旭日双光章受章
- 28年 6月 23日 第10代理事長 北澤良且就任
- 令和
- 元年 12月 30日 松島出張所を廃止し、店舗外ATM設置箇所に変更



# 組織図

## ● 事業の組織

事業の組織図 (令和2年6月末現在)



## 理事・監事の氏名及び役職名

役員一覧 (令和2年6月末現在)

理事長 (代表理事)	北澤良且	常勤監事	中村道昭
専務理事 (代表理事)	中川四朗 (総合企画部長)	非常勤監事	秋山弘喜 (※2)
常務理事 (代表理事)	小笠原芳秋 (業務部長)	非常勤監事	長谷川勉 (※2)
常勤理事	儀間伸之 (事務部長、リスク管理部長)		
常勤理事	田村光彦 (融資部長)		
常勤理事	恭樂剛 (総務部長)		
非常勤理事	鈴木英樹 (※1)		

※1は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※2は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

# 信用金庫法施行規則に基づく開示項目一覧

1 金庫の概況及び組織に関する事項	
(1) 事業の組織	47
(2) 理事・監事の氏名及び役職名	47
(3) 会計監査人の氏名又は名称	38
(4) 事務所の名称及び所在地	45
2 金庫の主要な事業の内容	19～21
3 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	32
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	39
① 経常収益	
② 経常利益	
③ 当期純利益	
④ 出資総額及び出資総口数	
⑤ 純資産額	
⑥ 総資産額	
⑦ 預金積金残高	
⑧ 貸出金残高	
⑨ 有価証券残高	
⑩ 単体自己資本比率	
⑪ 出資に対する配当金	
⑫ 役員数	
⑬ 職員数	
⑭ 会員数	
(3) 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	
① 主要な業務の状況を示す指標	
ア. 業務粗利益及び業務粗利益率	39
イ. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	39
ウ. 業務純益	39
エ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利鞘	40
オ. 受取利息及び支払利息の増減	40
カ. 総資産経常利益率	40
キ. 総資産当期純利益率	40
② 預金に関する指標	
ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	40
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	41
③ 貸出金等に関する指標	
ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	41
イ. 固定金利及び変動金利区分ごとの貸出金残高	41
ウ. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	41
エ. 使途別の貸出金残高	41
オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	42
カ. 預貸率の期末値及び期中平均値	42
④ 有価証券に関する指標	
ア. 商品有価証券の種類別の平均残高	43
イ. 有価証券の種類別の残存期間別残高	43
ウ. 有価証券の種類別の平均残高	43
エ. 預証率の期末値及び期中平均値	43
4 金庫の事業の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	17
(2) コンプライアンス（法令等遵守）の体制	13
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況	7～8
(4) 金融ADR制度への対応	14
5 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	33～38
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	31
① 破綻先債権に該当する貸出金	
② 延滞債権に該当する貸出金	
③ 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	
④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
(3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	
① 定性的な開示事項	
ア. 自己資本調達手段の概要	23
イ. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	24
ウ. 信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	25
エ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等	26
オ. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	27
カ. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	27
キ. 証券化エクスポージャーに関する事項	27
ク. オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	27
ケ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	27
コ. 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	28
サ. 金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	29
シ. 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要	29～30
② 定量的な開示事項	
ア. 自己資本の構成に関する開示事項	23
イ. 自己資本の充実度に関する事項	24
ウ. 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）	25～26
エ. 信用リスク削減手法に関する事項	27
オ. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	27
カ. 証券化エクスポージャーに関する事項	27
キ. 出資等エクスポージャーに関する事項	28
ク. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	28
ケ. 金利リスクに関する事項	30
(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
① 有価証券	44
② 金銭の信託	43
③ 規則第102条 第1項第5号に掲げる取引	42
金融先物取引等	
金融等デリバティブ取引	
先物外国為替取引	
有価証券店頭デリバティブ取引・有価証券指数等先物取引・有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引	
有価証券先物取引、外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引	
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	42
(6) 貸出金償却の額	42
(7) 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	38
6 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	36
金融再生法開示債権額	31

あなたの街のあなたの金庫

# 東榮信用金庫

<https://www.toeishinkin.co.jp/>